

# 神栖市国土強靱化地域計画

令和3年3月

神栖市

# 神栖市国土強靱化地域計画 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| はじめに.....                       | 1  |
| 第1章 計画の考え方.....                 | 2  |
| 1.1 基本目標.....                   | 2  |
| 1.2 事前に備えるべき目標.....             | 2  |
| 第2章 神栖市の地域特性.....               | 3  |
| 2.1 地勢.....                     | 3  |
| 2.2 人口.....                     | 3  |
| 2.3 交通機関・道路.....                | 3  |
| 第3章 想定する自然災害と被害の想定.....         | 4  |
| 3.1 地震・津波.....                  | 5  |
| 3.1.1 地震.....                   | 5  |
| 3.1.2 津波.....                   | 7  |
| 3.2 風水害.....                    | 8  |
| 3.3 危険物等災害（事故）.....             | 9  |
| 第4章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）..... | 12 |
| 4.1 リスクシナリオの設定.....             | 12 |
| 4.2 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）.....  | 15 |
| 第5章 脆弱性の評価.....                 | 16 |
| 5.1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果.....        | 16 |
| 第6章 リスクシナリオに対する推進方策.....        | 47 |
| 6.1 個別施策分野の推進方針.....            | 47 |
| 6.2 重点化する取組事項.....              | 87 |
| 第7章 地域計画の推進と見直し.....            | 89 |
| 7.1 地域計画の推進体制.....              | 89 |
| 7.2 地域計画の見直し.....               | 89 |
| 関連計画等一覧.....                    | 90 |

## はじめに

### 1．計画策定の背景と目的

近年、大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。現在、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)により、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化に向けた取組を進めている。

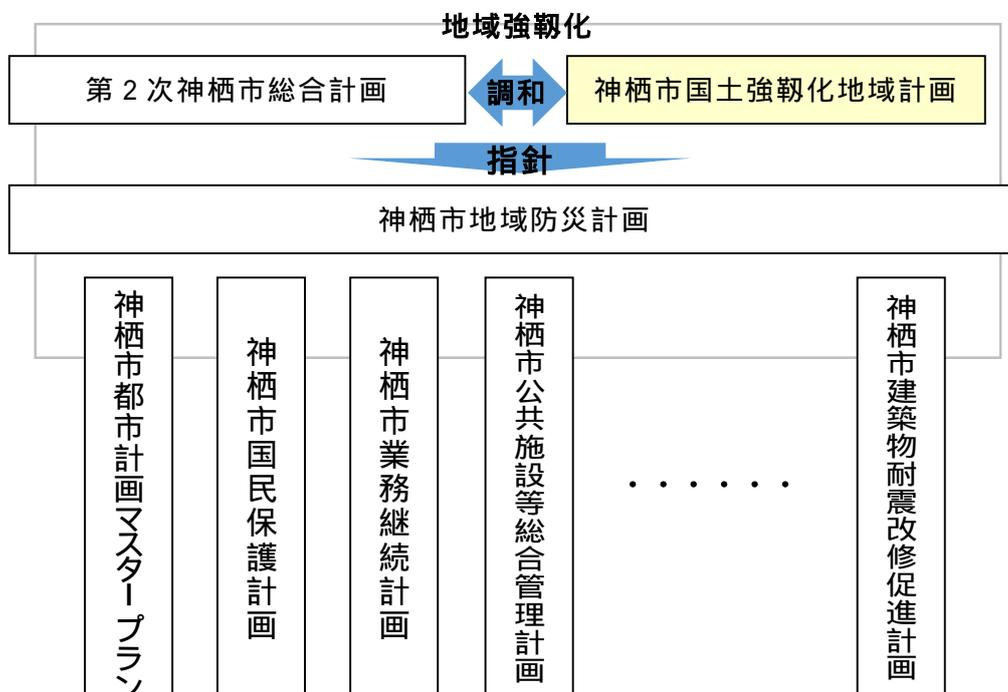
また、基本法では、区市町村等は当該区域における国土強靱化に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、国土強靱化地域計画(以下、「地域計画」という。)を定めることができることを規定している。

市ではこれまでも「地域防災計画」に基づき、防災対策等の取組を進めてきたが、より一層の防災・減災対策を推進していくため、「地域計画」を策定することとした。

### 2．計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、神栖市地域防災計画をはじめとする各種計画については、この地域計画の観点から見直しを行い、必要な施策を具体化することとする。



### 3．計画期間

本計画は中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、概ね5年とする。但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討する。

# 第1章 計画の考え方

国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）及び茨城県国土強靱化計画（以下、「県計画」という。）との調和を図るため、下記の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

## 1.1 基本目標

地域計画の基本目標は、以下のとおりである。市民の人命の保護を最大限に図るとともに、市政及び社会の重要な機能が致命的な障がいを受けることなく、また市民の財産等の被害を最小化し、迅速な復旧・復興を目標とする。

- 人命の保護が最大限図られる
- 市政及び社会の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持される
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

## 1.2 事前に備えるべき目標

地域計画では、基本目標に対して、事前に備えるべき目標として、以下の8つの課題に対して、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を想定し、市が達成すべき推進目標を設定する。これらの推進目標に対して、現在市が実施している取組について、脆弱性を分析・評価の上、今後の課題を明らかにした上で、市が取り組むべき推進方針を設定する。

### 事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 第2章 神栖市の地域特性

### 2.1 地勢

神栖市は、茨城県の最南東部に位置し、市域の面積は 146.97k m<sup>2</sup>であり、北東部一帯には、首都圏における主要な工業生産拠点である鹿島臨海工業地帯及び鹿島港が整備され、国内有数のコンビナートが形成されている。東側は太平洋の鹿島灘、北西は鹿嶋市、潮来市に、南西は利根川を経て千葉県の銚子市、東庄町、香取市に隣接し、利根川にはさまれた南北の細長い形状をしている。

地質は、比較的浅い部分には、砂や砂礫からなる部分が多く、ときには固結度の低い泥層がはさまれていたりする。さらに深い部分では、よく締まった緻密な砂層や泥層がでてくることが多い。

### 2.2 人口

神栖市の人口は 94,522 人、世帯数は 37,221 世帯である。(平成 27 年国勢調査)

昭和 42 年以降、鹿島臨海工業地帯の造成や工場建設に伴い、県外からの転入者や U ターン現象により急激な人口の増加があった。現在では工場の省人化などから人口の増加も鈍化の傾向にあるが、わずかながらも増加している。

一世帯あたりの人数は年々漸減傾向にあり、核家族化、少子化等の進行が見られる。また、高齢者人口比率(総人口に占める 65 歳以上の割合)は年々高くなっている。

### 2.3 交通機関・道路

神栖市の交通機関は、路線バスが運行され、近隣市や市内各地域を連絡している。さらに高速バスも運行されており、首都東京に直結し、利便性が確保されている。

また、国道 124 号が神栖市の中心部を走っており、東関東自動車道の潮来 IC につながる県道 50 号水戸神栖線をはじめ 7 路線の県道が配置されている。

### 第3章 想定する自然災害と被害の想定

神栖市に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ災害、新型インフルエンザ等の感染症等も含めた様々な事象が想定されるが、「県計画」においては、「基本計画」に準じて、大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本地域計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られる」及び「市政及び社会の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持される」という観点から、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とする。

なお、単独での発生だけでなく、地震後に津波、大規模事故、感染症が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。

また、本市においては、自然災害に起因する原子力災害への対応も重要な課題であるが、「県計画」の動向等を見ながら、今後の取扱いを検討するものとする。

表 3-1 自然災害等の想定シート

| 想定される自然災害等          | 茨城県国土強靱化計画における取扱い                        | 神栖市における計画等の有無                | 本地域計画における取扱い                          |
|---------------------|--|------------------------------|---------------------------------------|
| 大規模災害全般             | ○  | 地域防災計画                       | ○                                     |
| 地震(巨大地震)            | ○  | 地域防災計画                       | ○                                     |
| 津波                  | ○  | 地域防災計画                       | ○                                     |
| 風水害(豪雨・洪水・高潮・竜巻・突風) | ○  | 地域防災計画                       | ○                                     |
| 土砂災害                | ○  | 地域防災計画                       | ○                                     |
| 液状化                 | ○  | 地域防災計画                       | ○                                     |
| 火山噴火                | : 県内市町村、近隣都県との連携の中で、考慮する                 | 該当なし                         | ×: 記載しない                              |
| 暴風雪・雪害              | : 県内市町村、近隣都県との連携の中で、考慮する                 | 該当なし                         | ×: 記載しない                              |
| 猛暑                  | ×: 記載なし                                  | 該当なし                         | ×: 記載しない                              |
| 渇水                  | : 大規模自然災害後のリスクシナリオにおける上水道の長期停止と重複するとして除外 | 該当なし                         | : 県に準じて記載                             |
| 林野火災(フェーン)          | : 県内市町村、近隣都県との連携の中で、考慮する                 | 地域防災計画                       | : 大規模自然災害時のリスクシナリオにおいて考慮する            |
| 複合災害                | ○: 留意する必要がある                             | 地域防災計画                       | ○: 県に準じて記載                            |
| 大規模事故(石油コンビナート火災)   | : 大規模自然災害後のリスクシナリオの一部で想定                 | 地域防災計画                       | ○: 大規模自然災害時のリスクシナリオにおいて考慮し、必要な対策を推進する |
| 原子力災害               | : 国の動向に基づき検討すると記載                        | 地域防災計画                       | : 県に準じて記載                             |
| テロ災害                | ×: 記載なし                                  | 国民保護計画                       | ×: 記載しない                              |
| 感染症                 | : 大規模自然災害後のリスクシナリオの一部で想定                 | 避難所における新型コロナウイルス感染症に対応した運営指針 | ○: 大規模自然災害時のリスクシナリオにおいて考慮し、必要な対策を推進する |

### 3.1 地震・津波

#### 3.1.1 地震

茨城県は、平成 30 年 12 月に茨城県地震被害想定を見直し、過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえた、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある 7 つの地震を設定している。

神栖市においては、茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による想定最大震度が 6 強と最も大きくなっている。当該地震の被害想定は以下のとおりである。

表 3-2 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震における被害想定状況

| 項目           |               | 条件・定義                   | 単位        | 被害          |          |
|--------------|---------------|-------------------------|-----------|-------------|----------|
| 想定最大震度       |               |                         |           | 6 強         |          |
| 建物被害<br>(全壊) | 建物全壊・焼失棟数     | 冬深夜                     | 棟         | 460 (170)   |          |
|              |               | 夏 12 時                  | 棟         | 460 (170)   |          |
|              |               | 冬 18 時                  | 棟         | 610 (170)   |          |
| 人的被害         | 死者数           | 冬深夜                     | 人         | 20 (10)     |          |
|              |               | 夏 12 時                  | 人         | 10 (10)     |          |
|              |               | 冬 18 時                  | 人         | 20 (10)     |          |
|              | 負傷者数          | 冬深夜                     | 人         | 230 (わずか)   |          |
|              |               | 夏 12 時                  | 人         | 140 (わずか)   |          |
|              |               | 冬 18 時                  | 人         | 190 (わずか)   |          |
| 重傷者数         | 冬深夜           | 人                       | 20 (わずか)  |             |          |
|              | 夏 12 時        | 人                       | 20 (わずか)  |             |          |
|              | 冬 18 時        | 人                       | 20 (わずか)  |             |          |
| 生活支障等        | 避難者           | 冬深夜                     | 人         | 9,200       |          |
|              |               | 夏 12 時                  | 人         | 9,200       |          |
|              |               | 冬 18 時                  | 人         | 9,500       |          |
| ライフライン被害     | 電力            | 停電軒数 (停電率)              | 軒 (%)     | 58,000(96)  |          |
|              | 上水道           | 断水人口 (断水率)              | 人 (%)     | 85,000(97)  |          |
|              | 下水道           | 機能支障人口 (機能支障率)          | 人 (%)     | 38,000(100) |          |
|              | LP ガス         | 要点検需要家数<br>(LP ガス機能支障率) | 冬深夜       | 戸 (%)       | 2,300(4) |
|              |               |                         | 夏 12 時    |             | 2,300(4) |
|              |               |                         | 冬 18 時    |             | 2,300(4) |
| 通信 (固定電話)    | 不通回線数 (不通回線率) | 回線 (%)                  | 8,200(96) |             |          |

建物被害、人的被害、生活支障等における被害は、地震発生による揺れ、津波、火災、液状化、建物倒壊等、地震がもたらす被害を考慮した数値を指す。なお、津波による被害の内訳はカッコ内に示している。

避難者数は、最大避難者数になると想定している被災当日の人数を掲載している。

停電率とは、電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。

断水率とは、給水人口に対する断水人口の割合を指す。

機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。

要点検需要家数とは、「全半壊率×需要家数」で算出され、LP ガス機能支障率とは、総需要家数に対する要点検需要。

不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。

ライフライン被害(電力、上水道、下水道、LP ガス、通信(固定電話))について、被災直後の被害状況を示している。

また、東日本大震災における宅地及び道路や下水道等の被害状況から、マグニチュード 9.0、加速度 200 ガルの地震が発生した場合の液状化被害の想定を公表している。

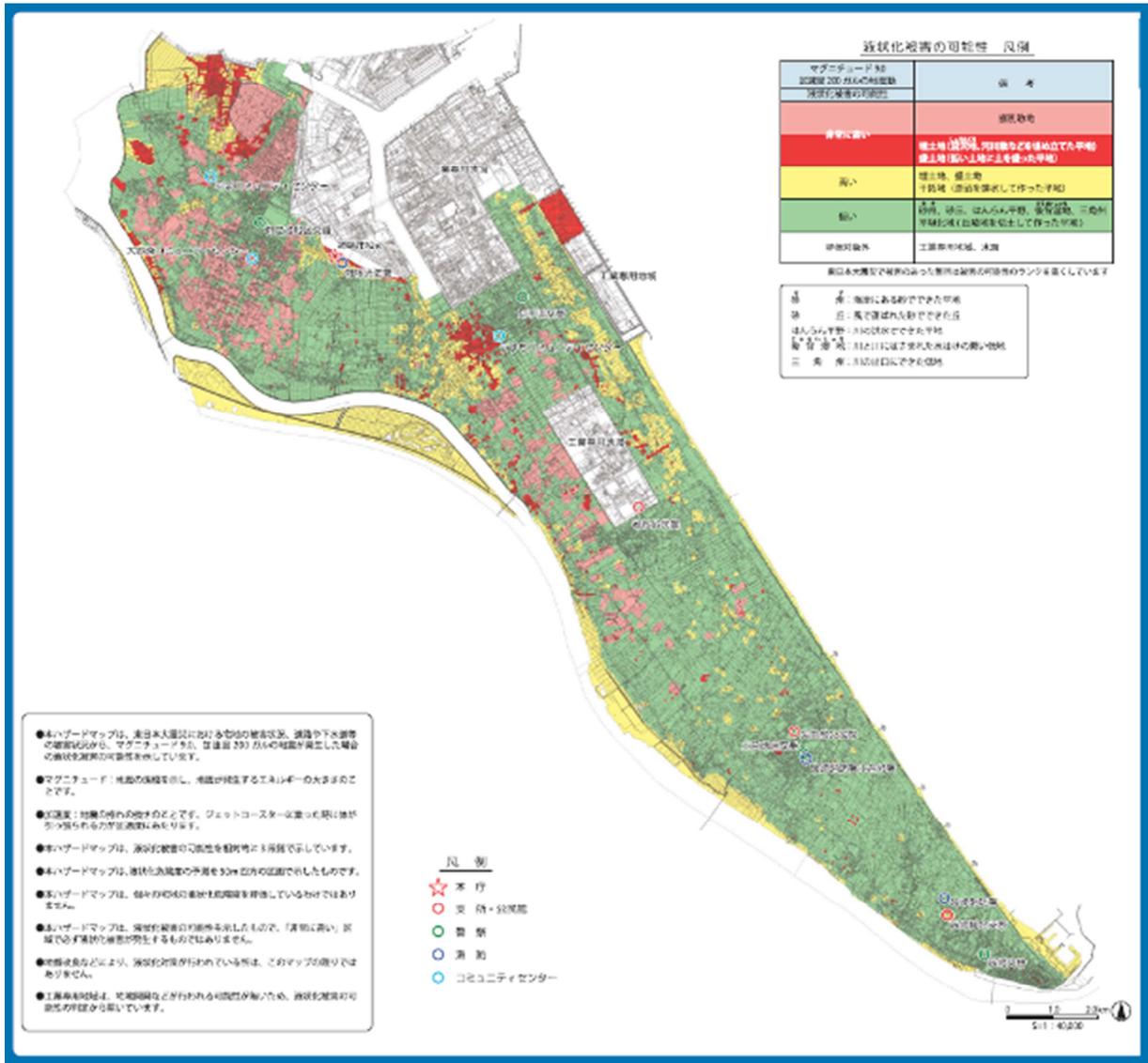


図 3-1 神栖市液状化ハザードマップ

### 3.1.2 津波

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な津波被害を踏まえ、茨城県では平成 23 年 9 月に内閣府中央防災会議専門調査会で報告された「新たな津波対策の考え方」を反映した津波シミュレーションを実施し、最大クラスの津波(L2 津波)による津波浸水想定を公表した。

神栖市では上記の茨城県のシミュレーションの条件等に準拠しつつ、茨城県鹿島港湾事務所が北公共埠頭及び南公共埠頭に当時計画中の防潮堤や海岸線の砂丘等が津波に与える影響を反映させた津波シミュレーション及び避難シミュレーションを平成 26 年度と平成 27 年度に実施している。さらに、避難困難者が多く発生する地域における避難シミュレーションを平成 31 年度と令和 2 年度に実施している。

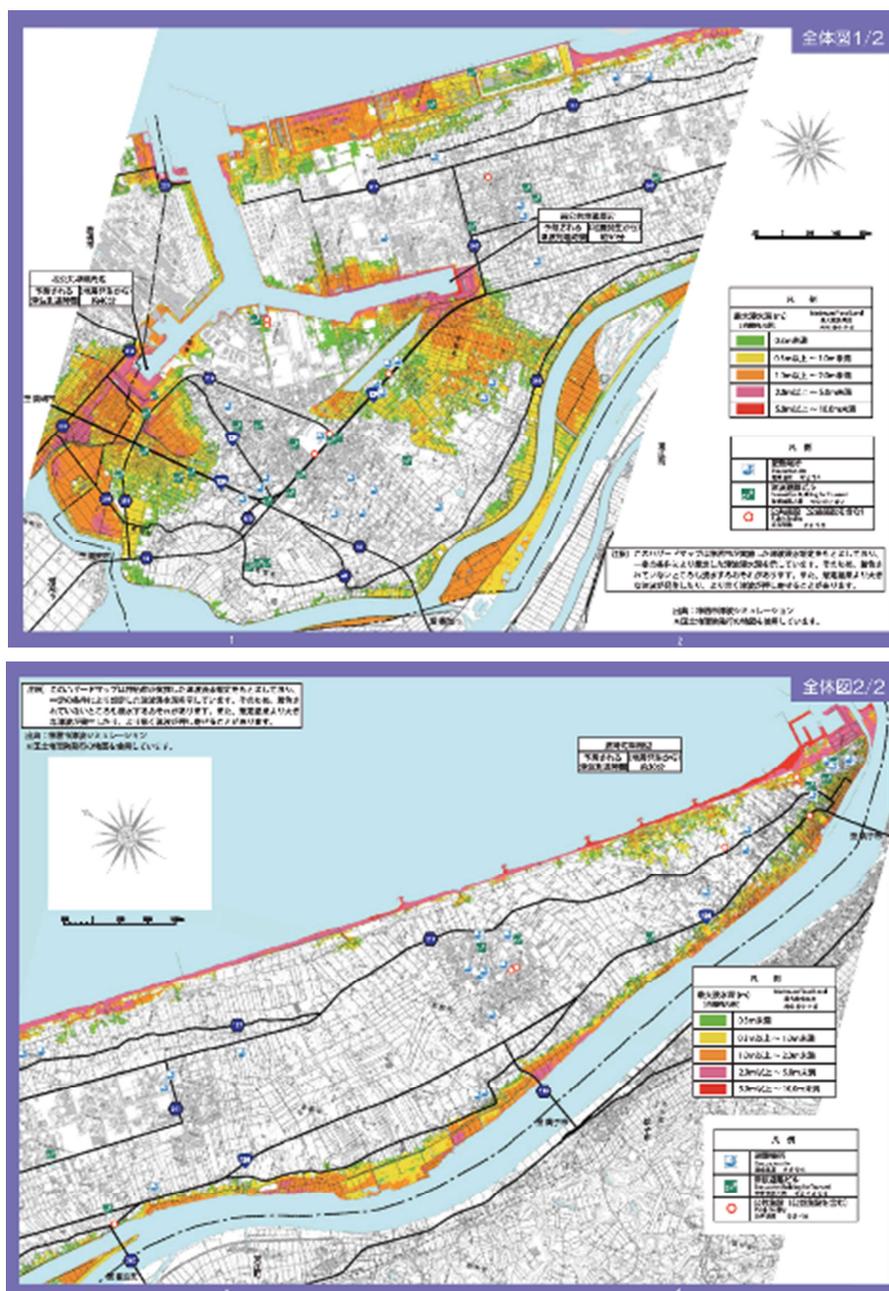


図 3-2 神栖市津波ハザードマップ

### 3.2 風水害

神栖市における主な風水害等としては、台風や低気圧による風水害のほか、竜巻、崖崩れ等がある。神栖市に接する鰐川から外浪逆浦を経て常陸利根川までの沿岸及び利根川沿岸の低地は、急速な後背地域の開発に伴い集中豪雨の場合などは一挙に増水し、内水が道路上や民地等に溢れる可能性がある。さらに利根川や霞ヶ浦の水位が急激に上昇した場合には、堤防等が破損を生ずる危険性がある。

また、霞ヶ浦・北浦・鰐川・常陸利根川・横利根川・利根川が大雨によって増水して、洪水することを想定し、最大規模の浸水想定区域や、土砂災害警戒区域を公表している。

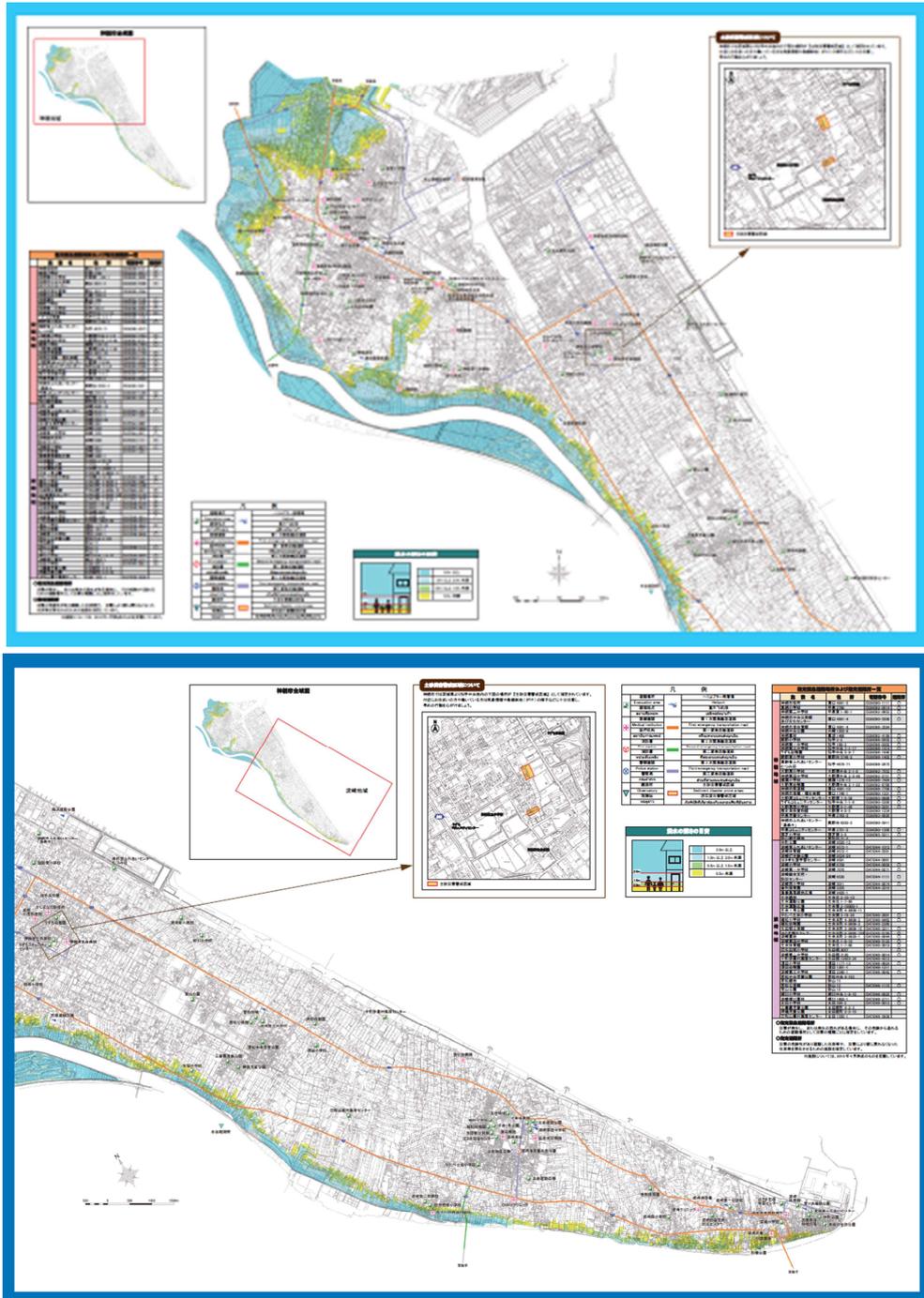


図 3-3 神栖市洪水ハザードマップ

### 3.3 危険物等災害（事故）

石油コンビナート等の特別防災区域内で発生する漏洩、火災、爆発などの災害は、平常時（可燃性物質や毒性物質の貯蔵・処理中）の事故、地震等による被害に大別される。さらに、地震時による被害については、強震動及び液状化による各種施設の被害、長周期地震動によるスロッシング被害、津波による浸水被害に分けられる。

茨城県では、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成 25 年 3 月改訂、消防庁特殊災害室）に示された手法に基づき、平成 26 年度、特別防災区域内における防災アセスメント調査を実施している。

また、被害については、災害の発生危険度と影響度を推定し、この両者を基に、次の考え方により防災対策上想定すべき災害について検討している。

第 1 段階の災害：現実的に起こり得ると考えて対策を検討しておくべき災害

第 2 段階の災害：発生する可能性は相当に小さいと考えられるが、万一に備えて対策を検討しておくべき災害

表 3-3 平常時の災害想定

| 地区   | 第 1 段階  | 第 2 段階   |
|------|---|--|
| 高松地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul>  |
| 東部地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガスタンクの毒性ガス拡散、製造施設の爆発、フラッシュ火災（ ）及び毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 危険物タンクの流出火災、高圧ガスタンクの爆発、毒性液体タンクの毒性ガス拡散、製造施設の流出火災及び発電施設の流出火災による影響は、事業所外に及ぶ場合があるが、おおむね特別防災区域内にとどまる</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物タンクの流出火災、高圧ガスタンクの爆発、フラッシュ火災、毒性ガス拡散及び製造施設の毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、事業所外に及ぶ場合があるが、おおむね特別防災区域内にとどまる</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul> |
| 西部地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物タンクの毒性ガス拡散、製造施設の流出火災、爆発及び毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 高圧ガスタンクの爆発及び毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、事業所外に及ぶ場合があるが、おおむね特別防災区域内にとどまる</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造施設の毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 危険物タンクの流出火災、高圧ガスタンクの爆発及びフラッシュ火災による影響は事業所外に及ぶ場合があるが、おおむね特別防災区域内にとどまる</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul>                        |

フラッシュ火災とは、可燃性蒸気雲の燃焼で火炎伝搬速度が比較的遅く過圧が無視できる現象をいう。

出典：茨城県石油コンビナート等防災計画

表 3-4 地震時の災害想定（強震動及び液状化による被害）

| 地区   | 第 1 段階   | 第 2 段階  |
|------|--|---|
| 高松地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul>   |
| 東部地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高圧ガスタンクの爆発、フラッシュ火災、毒性ガス拡散、製造施設の爆発、フラッシュ火災及び毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 毒性液体タンクの毒性ガス拡散、製造施設の流出火災及び発電施設の流出火災による影響は、事業所外に及ぶ場合があるが、おおむね特別防災区域内にとどまる</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物タンクの流出火災、高圧ガスタンクの爆発、フラッシュ火災及び毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、事業所外に及ぶ場合があるが、おおむね特別防災区域内にとどまる</li> </ul> |
| 西部地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物タンクの毒性ガス拡散、製造施設の流出火災、爆発及び毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 危険物タンクの流出火災、高圧ガスタンクの爆発、フラッシュ火災及び毒性液体タンクの毒性ガス拡散による影響は、事業所外に及ぶ場合があるが、おおむね特別防災区域内にとどまる</li> <li>・ 上記以外の災害の影響は、おおむね事業所内にとどまる</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製造施設の毒性ガス拡散による影響は、特別防災区域外に及ぶ場合がある</li> <li>・ 危険物タンクの流出火災、高圧ガスタンクの爆発及びフラッシュ火災による影響は、事業所外に及ぶ場合があるが、おおむね特別防災区域内にとどまる</li> </ul>           |

出典：茨城県石油コンビナート等防災計画

### 地震時の災害想定（長周期地震動による被害）

スロッシング最大波高を評価した結果、固定屋根式タンク 176 基については、4 基のタンクにおいて溢流するとされたが、溢流量はいずれも 1m<sup>3</sup> を下回る結果となった。

なお、内部浮き蓋式タンク 17 基については、いずれも溢流が生じない結果となった。

### 地震時の災害想定（津波による被害）

#### 1 危険物タンクの被害

津波による被害について、東部地区では、239 基中の危険物タンクのうち 7 基で浮き上がり、流出量は計約 140kl、また 8 基で滑動し、流出量は計約 327kl との結果となった。

高松地区及び西部地区では、35 基いずれも浮き上がり及び滑動の可能性はない結果となったが、タンク付属配管の被害により危険物が流出し、火災が発生するおそれがある。

#### 2 高圧ガスタンクの被害

津波による高圧ガスタンクの被害について、最大浸水深が 3m 以上となる施設は、東部地区で 151 基中 2 基、西部地区で 28 基中 1 基、計 3 基との結果となったが、高圧ガスの流出は少ないものと想定される。

ただし、動機器及び静機器の損傷・不具合や計装設備、防消火設備の破損・不具合により二次災害が発生するおそれがあるほか、浮遊物により施設が破損するおそれがある。  
なお、高松地区では、15基いずれも最大浸水深が3m以上となる施設はなかった。

## 第4章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

### 4.1 リスクシナリオの設定

「基本計画」で定められている45項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に基づき、神栖市の地域特性を踏まえて、以下の37項目を設定した。

| 事前に備えるべき<br>8つの目標 |   | No. | 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」                           |
|-------------------|---|-----|--|
| 1                 | 直接死を最大限防ぐ                                     | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生   |
|                   |   | 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生             |
|                   |   | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生                           |
|                   |   | 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                   |
| 2                 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止             |
|                   |   | 2-2 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                 |
|                   |   | 2-3 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱                               |
|                   |   | 2-4 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺   |
|                   |   | 2-5 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                               |
|                   |   | 2-6 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生          |
| 3                 | 必要不可欠な行政機能は確保する                               | 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱                 |
|                   |   | 3-2 | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                        |
| 4                 | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                      | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                          |
|                   |   | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                 |
|                   |   | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |

| 事前に備えるべき<br>8つの目標 |   | No. | 「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」   |
|-------------------|---|-----|--|
| 5                 | 経済活動を機能不全に陥らせない                                   | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下   |
|                   |   | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響                                    |
|                   |   | 5-3 | コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等   |
|                   |   | 5-4 | 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響   |
|                   |   | 5-5 | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響                     |
|                   |   | 5-6 | 食料等の安定供給の停滞  |
| 6                 | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止                 |
|                   |   | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止   |
|                   |   | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止  |
|                   |   | 6-4 | 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止  |
|                   |   | 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全   |
| 7                 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない                             | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生  |
|                   |   | 7-2 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生   |
|                   |   | 7-3 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺                                      |
|                   |   | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃  |
|                   |   | 7-5 | 農地・森林等の被害、林野火災による国土の荒廃   |
| 8                 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する                   | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   |
|                   |   | 8-2 | 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
|                   |   | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態                                   |
|                   |   | 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                              |
|                   |   | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                   |
|                   |   | 8-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響                             |

表 4-1 国が想定するリスクシナリオのうち除外または統合したリスクシナリオ

|                 | 回避すべき起きてはならない<br>最悪の事態<br>(国土強靱化基本計画) |                                    | 神栖市で除外する理由   |
|-----------------|---------------------------------------|------------------------------------|--|
| 直接死を<br>最大限防ぐ   | 1-5                                   | 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生   | 神栖市への影響が考えられる富士山の火山噴火においても、降灰による影響のみであり、また、深層崩壊の危険性はない地域であることから、多数の死傷者が発生する可能性は低いと考えられるため。 |
|                 | 1-6                                   | 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生                | 神栖市は豪雪地帯ではないので、豪雪等による死傷者が発生する可能性は低いと考えられるため。   |
| 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-2                                   | 首都圏等での中央官庁機能の機能不全                  | 神栖市に中央官庁機能を司る施設等は立地されていないため。   |
| 経済活動を機能不全に陥らせない | 5-6                                   | 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響          | 神栖市に空港は立地していないため。  |
|                 | 5-7                                   | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 | 国民生活・商取引等へ甚大な影響を与えるような、メガバンク等の企業で、神栖市に本社を構える企業はないため。                                       |
|                 | 5-9                                   | 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響      | 上水道等の長期間にわたる供給停止と該当施策が重複するため、統合  |

表 4-2 国のリスクシナリオから、茨城県では採用しなかった又は統合したリスクシナリオ

| 国のリスクシナリオ |                                      | 本県のリスクシナリオ等 |  |
|-----------|--------------------------------------|-------------|--|
| 3-3       | 首都圏での中央官庁機能の機能不全                     |             | 今後、関東地方における首都圏のバックアップ機能を検討していくため、当面、採用を見送る。                      |
| 4-2       | 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が到達できない事態       |             | 郵便事業に関し、該当する県施策がないため、当面、採用を見送る。                                  |
| 5-4       | 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響             | 5-4         | 陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止<br>本県の特徴のひとつである広域交通ネットワークの形成を勘案し、5-4として統合 |
| 5-5       | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上ネットワークの機能停止 |             |  |
| 5-6       | 複数空港の同時被災                            |             |  |
| 5-7       | 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態      |             | 金融事業に関し、該当する県施策がないため、当面、採用を見送る。                                  |
| 6-2       | 上水道等の長期間にわたる供給停止                     | 6-2         | 上水道等の長期間にわたる供給停止。<br>該当施策が重複するため、統合                              |
| 6-5       | 異常湧水等により用水の供給の途絶                     |             |  |

上記以外の国のリスクシナリオについては、茨城県においても概ね同様に設定

出典：茨城県国土強靱化計画

## 4.2 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

「基本計画」においては、12の個別施策分野と5つの横断的分野、県計画においては、7つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しているが、これを参考に、7つの個別施策分野と5つの横断的分野を設定した。

| 個別施策分野の設定   | 横断的分野の設定                                      |
|---|---|
| 行政機能 / 消防含む<br>住宅・都市・住環境<br>保健医療・福祉<br>産業・エネルギー<br>情報通信・交通・物流<br>農林水産<br>国土保全 | リスクコミュニケーション<br>人材育成<br>官民連携<br>老朽化対策<br>研究開発 |

表 4-3 （検討用参考）国・県の個別施策分野、横断的分野

| 名称                  | 個別施策分野の設定   | 横断的分野の設定                                      |
|---------------------|---|---|
| 【国】<br>国土強靱化基本計画    | 行政機能 / 警察・消防等<br>住宅・都市<br>保健医療・福祉<br>エネルギー<br>金融<br>情報通信<br>産業構造<br>交通・物流<br>農林水産<br>国土保全<br>環境<br>土地利用（国土利用） | リスクコミュニケーション<br>人材育成<br>官民連携<br>老朽化対策<br>研究開発 |
| 【茨城県】<br>茨城県国土強靱化計画 | 行政機能 / 警察・消防等<br>住宅・都市・住環境<br>保健医療・福祉<br>産業・エネルギー<br>情報通信・交通・物流<br>農林水産<br>国土保全                               | リスクコミュニケーション<br>老朽化対策<br>研究開発                 |

## 第5章 脆弱性の評価

事前に備えるべき8つの目標に対して、現状の施策及びその進捗状況について評価を実施した。具体的には、リスクシナリオごとに、現在実施している施策について抽出し、取組状況について整理し脆弱性を評価した。

### 5.1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果

#### (1) 目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### (住宅における耐震化率)

- 住宅における耐震化率は、88.3%となっており、全国とほぼ同水準であるが、民間建築物所有者に対する耐震化の普及・啓発を進めるとともに、耐震化の取組に対する環境整備や支援策を実施する必要がある。

##### (緊急輸送道路等の整備)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路(緊急交通経路)の確保のための道路啓開等を、災害発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備が必要である。
- 港湾は緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、県と連携し、耐震強化岸壁の整備など国の計画と整合を図りながら促進を図る必要がある。
- 漁港施設は、緊急物資の輸送や被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等、防災拠点として重要な役割を担うため、漁港の整備や漁港施設機能強化等の要請に努める必要がある。

##### (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。

##### (市街地整備等)

- 安全な市街地の再整備を推進する必要がある。また、密集市街地、防災上問題を抱える狭あい道路の解消等、波崎東明神周辺地区の住環境整備事業を推進する必要がある。
- 避難所に指定されている学校等を中心とするエリアにおいて、災害時の避難路や防災施設を整備することで、防災性と平常時の子どもの安全性を総合的に向上させる必要がある。

##### (公共施設等の長寿命化計画)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えることから、限られた財源の中、市民に対する安心・安全な行政サービス(施設の利用等)を将来にわたり持続していくために、神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する必要がある。

##### (ブロック塀設置に関する指導)

- ブロック塀倒壊の危険性の周知や正しい施工方法などの普及を図る必要がある。

( 地域防災活動の推進 )

- ・ 災害発生直後の初期段階においては、被災地域内及び近隣の住民の協力なくして被害の最小化を図ることが困難であることから、一定の安全を確保し、住民、消防団、自主防災組織、地域の企業等が協力し合って救出・救護活動等を行う仕組みを検討する必要がある。

( 防災教育 )

- ・ 災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。

( 防災訓練の実施 )

- ・ 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

( 要配慮者等の対策 )

- ・ 近年の災害では、要配慮者(災害時に避難に時間を要する高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など)の犠牲が多くなっている。また、観光客は市内の地理に不案内であるため、旅館、ホテル、民宿等では避難誘導などの適切な防災的措置を講じる必要がある。

( 防災関連施設整備による災害対応力の強化 )

- ・ 市民の安全を守る防災関連施設整備を推進し、災害対応力を強化する必要がある。

【重要業績指標】

住宅の耐震化率：88.3% ( R2.3.31 )【都市計画課】

民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率：77.3% ( R2.3.31 )【都市計画課】

市有特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率：97.0% ( R2.3.31 )【都市計画課】

消防団員数：942 人 ( R2 )【防災安全課】

自主防災組織結成数：53 地区 ( R2 )【防災安全課】

## 1 - 2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(不特定多数の者が利用する建築物等の火災対策の促進)

- ・ 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する必要がある。

(防火対策)

- ・ 木造住宅の防火対策や、住宅への火災警報器の設置促進、市街地での延焼防止を防ぐために空き家戸数の増加を抑えるなど、火災予防、被害軽減のための取組を進める必要がある。

(消防関連施設の整備)

- ・ 消防水利(消火栓、防火水槽)の計画的整備が必要である。
- ・ 消防車両、消防機庫、消防用ホースタワーなど、消防団施設の更新が必要である。
- ・ 多数の要救助者や傷病者に対応するため、鹿島地方事務組合消防本部の消防車両や救助資機材等を計画的に整備する必要がある。

(火災予防・消火・救護活動の備え)

- ・ 災害による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る必要がある。

(市街地整備等)

- ・ 安全な市街地の再整備を推進する必要がある。また、密集市街地、防災上問題を抱える狭あい道路の解消等、波崎東明神周辺地区の住環境整備事業を推進する必要がある。

(防災教育)

- ・ 災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。

(防災訓練の実施)

- ・ 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

(要配慮者等の対策)

- ・ 近年の災害では、要配慮者(災害時に避難に時間を要する高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など)の犠牲が多くなっている。また、観光客は市内の地理に不案内であるため、旅館、ホテル、民宿等では避難誘導などの適切な防災的措置を講じる必要がある。

【重要業績指標】

消火栓の整備数：1,895基(R2)【防災安全課】

消防団員数：942人(R2)【防災安全課】

自主防災組織結成数：53地区(R2)【防災安全課】

### 1 - 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### (津波に強いまちづくり)

- 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す必要がある。

#### (津波防災思想・知識の普及)

- 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、市民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、自主防災思想の普及、徹底を図る必要がある。

#### (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設の津波対策の推進)

- 津波浸水想定区域内に立地する防災対策拠点などの公共施設については、災害発生時にその機能を維持できなくなるおそれがあることから、津波対策を講じる必要がある。

#### (津波ハザードマップ・津波避難体制の整備)

- 茨城県が公表する津波浸水想定区域に基づき、津波ハザードマップ・津波避難計画の見直しを行う必要がある。また、津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進する必要がある。
- 津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設において、円滑に避難できる体制を整備するため、施設利用者を含めた避難訓練等の実施の促進を図る必要がある。

#### (津波避難対策の推進)

- 津波からの住民及び一時滞在者の迅速かつ円滑な避難を実施するため、津波警報等の災害発生直前の情報の市民及び一時滞在者への伝達や、避難誘導が重要であり、あらかじめ情報伝達体制の確保や避難誘導體制を整備する必要がある。

#### (津波避難施設の整備)

- 津波からの避難が困難と考えられる地域を対象に、新規で高台の整備を検討する必要がある。

#### (漁港施設の整備)

- 漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備を進める必要がある。

#### (海岸保全施設の整備・維持管理の推進)

- 海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備を進めるとともに、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組を進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等を図る必要がある。

#### (港湾施設の整備・老朽化対策)

- 港湾施設については、物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送が可能となる緊急輸送施設の耐震化や災害対策を進める必要がある。
- 予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

#### (防災教育)

- 災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。

(防災訓練の実施)

- ・ 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

(要配慮者等の対策)

- ・ 近年の災害では、要配慮者(災害時に避難に時間を要する高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など)の犠牲が多くなっている。また、観光客は市内の地理に不案内であるため、旅館、ホテル、民宿等では避難誘導などの適切な防災的措置を講じる必要がある。

【重要業績指標】

避難場所誘導標識の設置数：89箇所(R1)【防災安全課】

引渡し訓練や親子防災教室の実施校数：26校(R2)【教育指導課】

消防団員数：942人(R2)【防災安全課】

自主防災組織結成数：53地区(R2)【防災安全課】

#### 1 - 4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

##### (洪水ハザードマップの作成)

- ・ 洪水時の浸水想定区域をあらかじめ住民に周知するための洪水ハザードマップは、作成済みであるが、市民が災害時に活用できるよう、日頃からハザードマップの有効性等を啓蒙する必要がある。
- ・ 洪水ハザードマップを活用した、マイ・タイムラインの作成を支援する必要がある。

##### (避難勧告等の具体的な発令基準の見直し)

- ・ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定めているが、状況の変化に応じて見直しを行う必要がある。

##### (要配慮者利用施設の避難対策)

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定と避難訓練の実施を100%実施する必要がある。

##### (タイムラインの運用)

- ・ 災害発生の事前予測がある程度可能な台風及び洪水予報河川等について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る必要がある。

##### (治水事業の推進)

- ・ 神栖市に接する鰐川から外浪逆浦を経て常陸利根川までの沿岸及び利根川沿岸の低地は、急速な後背地域の開発に伴い集中豪雨の場合などは一挙に増水し、内水が道路上や民地等に溢れる可能性がある。さらに利根川や霞ヶ浦の水位が急激に上昇した場合には、堤防等が破損を生ずる危険性がある。
- ・ 利根川の堤防未整備地区の築堤事業については、国土交通省との連携を密にして早期完成を求める。また、堤防が完成した地域には、内水排除の為に排水施設を設ける必要がある。
- ・ 高潮や津波等による災害を警戒・防御し、被害を軽減するため、河川海岸及び漁港等について、水防上必要な対策を実施する必要がある。

##### (都市部における内水浸水対策の促進)

- ・ 雨水基本計画に基づき、雨水排水路の適正な整備や管理を実施する必要がある。
- ・ 浸水対策の優先度が高い人口集中地区の北公共埠頭雨水幹線及び土合地区雨水幹線の整備を促進する必要がある。
- ・ 現在計画している下水道雨水幹線等施設整備を進めているが、整備率は15.4%となっている。このため、「社会資本総合整備計画」に基づく施設整備を早急に進める必要がある。

##### (水防施設や体制の充実)

- ・ 近年多発するゲリラ豪雨や台風などに対応するため、水防倉庫の維持管理、土のうの備蓄、水防資機材の配備に努め、水害発生時に迅速に対応できる体制を充実する必要がある。

##### (防災教育)

- ・ 災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる市民運動の展開が必要である。

##### (防災訓練の実施)

- ・ 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

(要配慮者等の対策)

- ・ 近年の災害では、要配慮者(災害時に避難に時間を要する高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など)の犠牲が多くなっている。また、観光客は市内の地理に不案内であるため、旅館、ホテル、民宿等では避難誘導などの適切な防災的措置を講じる必要がある。

【重要業績指標】

要配慮者利用施設避難確保計画作成率：83.3% (25/30 施設)(R2.9月末)【防災安全課】

消防団員数：942人(R2)【防災安全課】

自主防災組織結成数：53地区(R2)【防災安全課】

(2) 目標2 . 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2 - 1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(災害時の非常食や資機材の整備)

- ・ 災害時に避難所となる施設に配備した非常食について、備蓄計画に基づき更新を図るとともに、発電機などの資機材を整備充実する必要がある。
- ・ 住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制を整え、耐震性貯水槽の整備を行う必要がある。
- ・ 防災倉庫の設置や避難場所の空きスペースなどを活用した備蓄の充実を図る必要がある。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)

- ・ 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しているが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う必要がある。
- ・ 大規模災害時における被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」を策定する必要がある。
- ・ 大規模災害発生に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について、整備を進める必要がある。

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- ・ 老朽化した施設の更新や非耐震管路の耐震化に取り組み、災害に強い水道施設の充実を図る必要がある。
- ・ 災害や事故などのリスク低減のため、給水エリアのブロック化を図り、広域断水回避策を検討する必要がある。

(応急給水体制などの整備)

- ・ 非常用井戸の整備を進めるとともに、整備した非常用井戸の水質検査を定期的実施するなど、適切な維持管理が求められる。
- ・ 災害時に早急な対応ができるよう、応急給水や応急復旧の応援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 施設の復旧に必要な非常用資機材については、計画的な備蓄に努めるとともに、県や関係機関に対し不足資材の調達に協力し、飲料水を円滑に供給する容器などを確保する必要がある。
- ・ 災害発生時にホームページなどを活用して、給水や復旧状況などの円滑に広報するための事前の準備が必要である。

(地下水の確保・利用)

- ・ 重要な資源の一つである地下水を保全するため、地下水質を把握する必要がある。
- ・ 地下水位の状況を把握するため、地下水位の観測を継続するとともに、地盤沈下などを防止するため、適正利用を促進し、地下水を保全する必要がある。

(ライフラインにおける備え(耐震化・耐浪化))

- ・ 電力、電話、上下水道等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、災害発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等により津波による浸水被害の軽減も含めた諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を行う必要がある。
- ・ 医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの耐震化が重要である。

## 2 - 2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (救急救助体制の充実)

- ・ 本市は救急医療体制が脆弱であり、救急患者や重篤な患者の受け入れが不十分な状況であることなどから、これを検証し、対応などを検討するとともに、市民に対する応急救護知識の普及を図ることが必要である。

### (消防体制及び機能の充実強化)

- ・ 消防事務は、本市と鹿嶋市の2市から構成される常備消防の鹿島地方事務組合消防本部と非常備消防である消防団で実施している。災害時において、迅速な初動体制を整えるため、鹿島地方事務組合消防本部職員や消防団員の補充を進めるとともに、消防体制の強化促進を図る必要がある。
- ・ 多数の要救助者や傷病者に対応するため、鹿島地方事務組合消防本部の消防車両や救助資機材等を計画的に整備する必要がある。

### (広域行政の推進)

- ・ 災害発生時には、国や県と連携しながら、広域的な行政機能の誘致を図るとともに、県境を越えた広域行政の推進が必要である。利根川下流域首長会議などを通じて、千葉県側の利根川下流域の都市と連携を図る必要がある。

### (自主防災組織の育成強化)

- ・ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、更なる組織化を促進する必要がある。
- ・ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

### (広域防災拠点の整備、機能充実強化)

- ・ 災害時の避難所機能及び救援救護活動スペース等の防災機能を備えたかみす防災アリーナを整備した。平常時は多くの人が集う多目的施設として、市の中心部にふさわしいにぎわいを創出するとともに、災害時における市民の安全・安心を確保する拠点として、さらなる機能の充実を図る必要がある。

### (自衛隊との連携強化)

- ・ 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

### (警察との連携強化)

- ・ 災害時の支援をより効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や実践的な訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

### (海上保安庁との連携強化)

- ・ 海上災害時の支援を効果的に受け入れるため、海上保安庁と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る必要がある。

### 【重要業績指標】

消防団員数：942人(R2)【防災安全課】

## 2 - 3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### (帰宅困難者等の受入体制の確保)

- ・ 大規模災害発生時には、多数の避難者が長期にわたり避難所で生活することとなるため、当該避難者に配布する食糧を備蓄する必要がある。
- ・ 避難所について、防災機能(備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等)を強化し、帰宅困難者・避難者等の受入体制の確保を図る必要がある。

### (交通インフラの早期復旧)

- ・ 帰宅のために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。

2 - 4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(市内医療機関の充実促進)

- ・ 二次救急医療体制の整備については、広域医療体制として、県の保健医療計画に基づき、関係機関と協力、連携を図りながら推進する必要がある。
- ・ 再編統合における、神栖済生会病院の本院機能の充実が図られるよう、病院や県と連携して取り組む必要がある。

(病診連携や広域医療ネットワークの充実促進)

- ・ 医療機関や保健所などと連携しながら、様々な障がい・病気に対する相談・指導体制の充実を図る必要がある。
- ・ 機能回復や機能低下防止のため関係機関が連携、協力し、総合的なりハビリテーションを進める必要がある。
- ・ 医療機関などと連携を強化するとともに、広域的な医療ネットワークの構築を促進し、身近な医療から高度医療まで安心してサービスを受けられる体制を確立する必要がある。

(医療救護備蓄)

- ・ 大規模災害においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は、医療救護活動への備えを図る。その際、域外も含めた広域支援体制の構築に留意する。

(医療関係者の訓練)

- ・ 防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。防災訓練の実施にあたっては、夜間時の災害発生を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練を実施する必要がある。また、医療関係団体は、病院、市が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

(災害時の燃料の確保)

- ・ 災害復旧などに従事する車両や病院などの民間施設への優先給油が受けられるよう、災害時の燃料不足の事態に備えて、給油所との協定を締結する必要がある。

(献血運動の推進)

- ・ 献血率の向上に向け、各事業所などと連携した広報などを実施する必要がある。

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)

- ・ 運航実績が年々増加しているドクターヘリについては、災害発生時を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントの確保を推進する必要がある。

【重要業績指標】

献血者数：1,686人/年（R2.11月末日時点）【健康増進課】

## 2 - 5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### (防疫対策の推進)

- ・ 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平常時からその重要性について普及啓発を行う必要がある。さらに、基本的対策として、平常時から定期予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える必要がある。
- ・ 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するため、感染症対策を担当する保健所との連携を図る必要がある。
- ・ 感染症のおそれがある状況において、災害があった場合に備え、感染リスクを可能な限り低減するため、感染症に対応した運営指針に従い避難所運営を実施する必要がある。
- ・ 避難所における感染症のまん延防止には、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットの徹底が不可欠であり、さらに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分するなど、生活空間の衛生確保に関する公衆衛生活動を避難所開設後に担う必要がある。
- ・ 関係機関と連携し、予防接種の必要性を周知するとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上に努める必要がある。

## 2 - 6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### (避難所の機能向上)

- ・ 発電機などの資機材リース関連会社との協定締結の推進や、無線機器など災害時用資機材の点検や使用方法の確認が必要である。
- ・ 季節に応じた備品の調達や衛生管理を含めた環境整備が必要である。
- ・ 感染症のおそれがある状況において、災害があった場合に備え、感染リスクを可能な限り低減するため、感染症に対応した運営指針に従い、避難所運営を実施する必要がある。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保のため、平常時より、避難所となる施設の設備を整備する必要がある。

### (3) 目標3 . 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3 - 1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

##### (地域防犯体制の強化)

- ・ 神栖警察署、地区防犯協会、自警団、地区などと連携し、地域防犯体制の強化を図る必要がある。

##### (防犯意識の高揚)

- ・ 市民の防犯意識を高めるために、学校、関係機関と協力しながら、防犯キャンペーンなどの啓発活動が必要である。

##### (防犯・暴力追放運動の強化)

- ・ 神栖警察署など関係機関と連携し、防犯運動、暴力追放運動を強化する必要がある。

##### (防犯灯の整備)

- ・ 犯罪の未然防止や交通の安全確保のため、通学路などの生活道路に LED 防犯灯を設置する必要がある。

##### (防犯カメラの設置)

- ・ 犯罪の未然防止を図るため、街頭防犯カメラの設置が必要である。

##### (空き地等の適正管理の促進)

- ・ 生活環境が著しく損なわれ、又は犯罪等の発生原因となる空き地の所有者や管理者に対して、指導・助言を行い、適正管理を促進する必要がある。
- ・ 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理不全な空き家等について、空家等対策計画を基に県などの関係機関と連携して、適正管理を促進する必要がある。

##### (警察署と連携した安全・安心なまちづくり)

- ・ 神栖警察署と連携した防犯対策や交通安全対策により、安全・安心なまちづくりを目指す必要がある。

##### (警察の災害対応力の強化)

- ・ 地震・津波からの複合災害にも対応するため、茨城県警察本部との連携を図り、治安の確保に必要な体制を整備する必要がある。
- ・ 警察官不在の交番等に配置される、警察 0B による災害時警察活動協力員と連携し、避難所等での安全確保に努める必要がある。

##### (交通事故等の回避対策)

- ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避する必要がある。

#### 【重要業績指標】

防犯灯の整備数：9,874 基 (R1)【防災安全課】

防犯カメラの設置数：19 箇所 (R1)【防災安全課】

人口千人あたりの刑法犯認知件数：9.46 件 (R1.12 月末)【防災安全課】

### 3 - 2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (庁舎等の耐震化、維持管理等の推進)

- ・ 神栖市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

#### (本庁舎及び分庁舎の津波対策の推進)

- ・ 津波浸水想定区域内に立地する本庁舎及び分庁舎に対して、防水壁・防水板等を設置し、非常用電源等への浸水対策を推進する必要がある。

#### (消防施設の津波対策の促進)

- ・ 津波浸水想定区域内に立地する消防施設に対して、非常用電源への浸水対策、消防施設の耐水化、浸水シャッターの設置等の浸水対策を促進する必要がある。

#### (市の業務継続に必要な体制の整備)

- ・ 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、市民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「業務継続計画」を策定したところであり、当計画の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める必要がある。

#### (IT部門における業務継続体制の整備)

- ・ 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの ICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う必要がある。
- ・ 災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、自治体クラウドの導入やデータセンターの活用などを検討する必要がある。
- ・ 非常用電源によるネットワーク及びサーバー電源の確保、また端末側も、セキュリティに配慮した無線 LAN の検討やノート型 PC での運用など、停電時にも ICT を利用した業務継続が可能な環境を整理し、災害時にも活用できるよう、緊急時運用の定期的な訓練等を実施する必要がある。

#### (大規模災害時における広域連携の推進)

- ・ 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内外の市町と相互応援協定を締結しているが、実効性の面に課題がある。このため、他市町の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定が必要である。

#### (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- ・ 津波情報の伝達不足による死者の発生等を防ぐため、大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークを整備しているが、今後、支障が出ないように適正な時期に更新する必要がある。

#### (緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)

- ・ 災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないように石油関係団体と協定を締結しており、引き続き、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大や具体的な実施方法の確認を行い、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料を確保する必要がある。

#### [重要業績指標]

本庁舎及び分庁舎の防水壁・防水板の設置箇所：0 箇所 (R2)【契約管財課】

#### (4) 目標4 . 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4 - 1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- ・ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備状況を把握する必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- ・ 津波情報の伝達不足による死者の発生等を防ぐため、大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークを整備しているが、今後、支障が出ないように適正な時期に更新する必要がある。

##### 4 - 2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(災害情報伝達手段の確保)

- ・ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Ｌアラート)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。さらに、防災行政無線の維持管理を行うとともに、屋外拡声子局の新設や防災ラジオの有償配布を実施し、難聴地区の解消を図る必要がある。

(公共施設のインターネット環境の充実)

- ・ 市の公共施設などでの公衆無線 LAN サービスを進めることにより、情報入手を支援するとともに、災害時においても、インターネットによる情報収集やサービスが使用できる仕組みを構築する必要がある。

(防犯・防災体制に係る緊急時の支援体制の充実)

- ・ 疾病等により119番通報が困難な一人暮らしの重度障がい者や高齢者等で近隣に協力者がいる方を対象に、住居に緊急通報装置を貸与し、急病等の理由で援助を必要とする場合に、鹿島地方事務組合消防本部に簡単な操作で通報し速やかな援助を行う必要がある。

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)

- ・ 災害や緊急時の情報提供手段として、防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、防災行政無線フリーダイヤルなどを活用し、正確でタイムリーな情報発信を行うとともに、広報車両や地元消防団による広報活動を含め、確実な情報提供が必要である。

(災害時における住民への情報伝達の強化)

- ・ 津波情報の伝達不足による死者の発生等を防ぐため、災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線について、整備を促進する必要がある。

[重要業績指標]

防災ラジオの配布数：1,294台(R1)【防災安全課】

公衆無線 LAN サービスが利用できる公共施設数：26箇所(R1)【行政経営課】

4 - 3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)

- ・ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備状況を把握する必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- ・ 津波情報の伝達不足による死者の発生等を防ぐため、大地震など大規模災害発生時に通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークを整備しているが、今後、支障が出ないよう適正な時期に更新する必要がある。

(災害情報伝達手段の確保)

- ・ テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メールの活用を促進する必要がある。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る必要がある。

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化)

- ・ 災害や緊急時の情報提供手段として、防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、防災行政無線フリーダイヤルなどを活用し、正確でタイムリーな情報発信を行うとともに、広報車両や地元消防団による広報活動を含め、確実な情報提供が必要である。

(災害時における住民への情報伝達の強化)

- ・ 津波情報の伝達不足による死者の発生等を防ぐため、災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要があるが、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線について、整備を促進する必要がある。

[重要業績指標]

防災ラジオの配布数：1,294台(R1)【防災安全課】

公衆無線LANサービスが利用できる公共施設数：26箇所(R1)【行政経営課】

## (5) 目標5 . 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5 - 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

#### (企業の事業継続計画 (BCP) の策定促進)

- ・ 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でもできるだけ早期に復旧できるようにするため、あらかじめ事業継続計画 (BCP) を策定しておくことが極めて有効であることから、市内企業における BCP 策定を促進する必要がある。

#### (リスク分散を重視した企業誘致等の推進)

- ・ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本県への移転、誘致に向けた取組みを推進する必要がある。

#### (港湾施設の整備・老朽化対策)

- ・ 物流の拠点となる港湾施設については、他港の代替機能を担うことも視野に入れ、物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送が可能となる緊急輸送施設の耐震化や災害対策を進める必要がある。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

### 5 - 2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### (エネルギー供給事業者との連絡強化)

- ・ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

### 5 - 3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### (石油コンビナート等の防災体制の充実強化)

- ・ 東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から県の石油コンビナート等防災計画の見直しに合わせた対応など、防災体制の一層の充実強化を図る必要がある。
- ・ 海上保安部や鹿島地方事務組合消防本部などの関係機関と連携して実地訓練を実施しているが、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する必要がある。

#### (港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- ・ 石油コンビナートや重要な産業施設等に関する港湾施設については、事業所における防災設備の設置、施設の耐震性向上及び浸水防止対策等の災害予防対策の実施を促す必要がある。

#### 5 - 4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

##### (国や県への要望活動)

- ・ 鹿島港の津波高潮対策について、国、県との検討結果を踏まえて、有効な対策を講じるよう要望する必要がある。
- ・ 外港航路の漂砂による埋没対策や長周期波の浸入を防ぐため港口部における防波堤の延伸、港内の静穏度を維持するための施設整備を要望する必要がある。
- ・ 北公共埠頭のコンテナ貨物の集荷促進に努め、水深 13m 岸壁の事業化を要望する必要がある。

##### (港湾機能継続のための体制整備)

- ・ 行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画を整備する必要がある。

##### (港湾施設の整備・老朽化対策の推進)

- ・ 国や県に対し、港湾施設の耐震・耐波性能の強化を要望していく必要がある。
- ・ 港湾施設については、物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送が可能となる緊急輸送施設の耐震化や災害対策を進める必要がある。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

##### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- ・ 道路施設の防災対策について、計画的な整備を行う必要がある。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- ・ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

#### 5 - 5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

##### (地域交通ネットワークの強化)

- ・ 東関東自動車道水戸線について、未開通区間や暫定 2 車線の区間があることから、ミッシングリンク(未整備区間)を解消するため、その早期完成について、国等に働きかけ、また、潮来 IC から鹿島港北公共埠頭周辺地域までの延伸について要望していく必要がある。
- ・ 人命にかかわる救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために、「復興みちづくりアクションプラン」に基づき、緊急輸送道路の強化を図る必要がある。
- ・ 道路の防災、震災対策、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、港湾施設の耐震・耐波性能の強化を着実に推進する必要がある。
- ・ 陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化を進める必要がある。
- ・ 漁港施設は、緊急物資の輸送や被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等、防災拠点として重要な役割を担うため、漁港の整備や漁港施設機能強化等の要請に努める必要がある。

## 5 - 6 食料等の安定供給の停滞

### (食料生産基盤の整備)

- ・ 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する必要がある。
- ・ 幹線排水路以外の支線の水路について、機能維持及び環境整備を進める必要がある。

### (漁港機能の強化促進)

- ・ 災害に強い漁港の拡充整備を進めるとともに、にぎわいのある市場や高度な衛生管理に対応した共同利用施設、利便性の高い機能的な漁港施設の整備を促進し、生産流通加工の拠点として総合的な漁港整備及び漁港施設の機能強化を図る必要がある。

### (農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- ・ 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する必要がある。

(6) 目標6 . ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6 - 1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(エネルギー供給事業者との連絡強化)

- ・ エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する必要がある。

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・ 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するためには、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を図る必要がある。
- ・ 災害リスクに対応し、エネルギーの安定した供給基盤を構築していくためには、風力や太陽光、バイオマスなどそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進していく必要がある。

## 6 - 2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### (水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)

- ・ 水道施設のうち管路については、耐用年数を超過したものが多くあり、老朽化のため耐震性を満たしていない。市では、令和元年度に水道施設更新計画を策定し、この計画に基づき耐震化を進めていく。市内4箇所の配水場についても構築物や設備について計画的に耐震化していく。

### (災害時の応急給水体制などの整備)

- ・ 給水拠点の確保のための医療施設、避難所等の重要施設へ配水経路の優先的な耐震化を図り、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める必要がある。

### (安全を確保する水の管理)

- ・ 安全を確保した水道水を供給するため、水安全計画の策定に向けて取り組み、県企業局と連携し、水道水の徹底した水質管理を行う必要がある。

### (災害に強い水道施設の整備)

- ・ 大規模な災害に備え、被害を最小限にとどめて給水ができるように、管路延長の際は耐震性を有する管を布設する。また、水道施設の計画的な更新と適切な維持管理を実施する必要がある。

### (水道事業財政基盤の強化と環境負荷の低減)

- ・ 水道事業の財政基盤強化を図るため、中長期的な視点での経営戦略を実践し、施設図面や設備台帳等の電子化を継続し、適切な資産管理をすることで、水道事業の効率的な運営を目指す。
- ・ 環境に配慮した事業活動の推進に取り組む。

### 6 - 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### (下水道に係る業務継続計画(BCP)策定・施設耐震化等の推進)

- ・ 下水道に係る業務継続計画(BCP)は、災害時に備え、より実効性のあるBCPへブラッシュアップする必要がある。また、道路下の管路施設をはじめ、施設の耐震化・耐水化は途上にあることから、地方公営企業として財政状況を勘案しながら着実に進める必要がある。

#### (下水道事業の推進)

- ・ 神栖市下水道事業は、旧神栖地域においては昭和52年1月から、旧波崎地域においては昭和54年2月から事業が開始されてから今日まで、整備区域を順次拡大しながら整備を進め、令和元年度末時点での下水道整備率は78.97%、下水道処理人口普及率は41.6%となっている。
- ・ しかし、下水道事業開始から既に40年以上が経過しており、老朽化した下水道施設が多く存在するため、これらを適切に維持管理し、計画的な更新や改修が求められている。一方で、事業計画区域内では未整備の地区も多く、新設工事についても継続しておこなう必要がある。

#### (汚水処理施設の機能保持・老朽化対策の促進)

- ・ ポンプ施設は、状態監視保全等による適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策として施設の改築・更新を着実に進める必要がある。また、自家発電機や非常用発電機の設置を進め、災害時の汚水処理機能の保持に努める必要がある。

#### (し尿処理施設の機能保持・老朽化対策の促進)

- ・ し尿処理施設は、状態監視保全等による適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策として施設の改築・更新を着実に進める必要がある。また、自家発電機や非常用発電機の設置を進め、災害時のし尿処理機能の保持に努める必要がある。

#### 【重要業績指標】

下水道整備率(全体計画ベース): 41.86%(R1年度末)【下水道課】

下水道処理人口普及率: 42.2%(R1年度末)【下水道課】

#### 6 - 4 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止

##### (幹線道路の整備促進)

- ・ 主要な幹線道路の整備を促進する必要がある。東関東自動車道の鹿島港延伸やリバーサイド道路の整備促進を関係機関に要望し、広域交通体系の充実を促進する。
- ・ 市街地の機能と景観を十分に踏まえた都市計画道路の整備を推進する必要がある。

##### (路線バス等地域公共交通の確保)

- ・ 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る必要がある。

##### (災害に強い路網整備の推進)

- ・ 災害時の避難や救援等に備えたインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する必要がある。

##### (市道の整備)

- ・ 緊急面や防災面に配慮しながら、生活道路の整備を進める必要がある。

##### (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)

- ・ 道路施設の防災対策について、実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- ・ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。
- ・ 災害時の応急活動や避難活動の拠点を確認する観点から、緊急輸送道路沿道や災害時に重要な活動拠点となる建築物周辺の耐震化を優先的に図る必要がある。

##### (人にやさしい道づくりの推進)

- ・ 道路環境の向上については、道路舗装の長寿命化に加え、通行車両や歩行者などの安全の確保が求められる。道路の形態や利用状況などを総合的に判断し、バリアフリー化の可能な歩道については、積極的に推進する必要がある。
- ・ あんしん歩行エリアを中心として、大野原地区や神栖地区における歩行者優先の道路づくりを推進する必要がある。

##### [重要業績指標]

市道舗装率：77.6% (R1)【道路整備課】

#### 6 - 5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

##### (ライフラインの早期復旧の促進)

- ・ 大規模災害が発生した場合、電気・上下水道・ガス・燃料・交通ネットワークなどライフラインの早期の復旧は困難であり市民生活に支障をきたすため、代替するものが必要である。

##### (治水・海岸保全・洪水対策)

- ・ 神栖市に接する鰐川から外浪逆浦を経て常陸利根川までの沿岸及び利根川沿岸の低地は、急速な後背地域の開発に伴い集中豪雨の場合などは一挙に増水し、内水が道路上や民地等に溢れる可能性がある。さらに利根川や霞ヶ浦の水位が急激に上昇した場合には、堤防等が破損を生ずる危険性がある。
- ・ 利根川の堤防未整備地区の築堤事業については、国土交通省との連携を密にして早期完成を求める。また、堤防が完成した地域には、内水排除の為に排水施設を設ける必要がある。
- ・ 高潮や津波等による災害を警戒・防御し、被害を軽減するため、河川海岸及び漁港等について、水防上必要な対策を実施する必要がある。

## (7) 目標7 . 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7 - 1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

#### (警察・消防等の体制・資機材等の充実強化)

- ・ 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化など、ハード・ソフト対策を組み合わせ、横断的に進める必要がある。

#### (防火対策)

- ・ 木造住宅の防火対策や、住宅への火災警報器の設置促進、市街地での延焼防止を防ぐために空き家戸数の増加を抑えるなど、火災予防、被害軽減のための取組を進める必要がある。

#### (災害に関する調査研究)

- ・ 地震等による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、災害に関する調査研究機関との連携を図り、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進する必要がある。

### 7 - 2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

#### (コンビナートの災害対応力強化)

- ・ コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。
- ・ 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。

#### (海上災害への備え)

- ・ 市沿岸海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合又は船舶からの危険物等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生した場合に備え、市及び関係機関がとるべき対策を強化する必要がある。

#### (複合災害への備え)

- ・ 東日本大震災では、地震や津波等の自然災害に加え、原子力災害も発生する等未曾有の複合災害となった。今後予見される様々な複合災害について、具体的なシナリオと対策を検討する必要がある。

### 7 - 3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

#### (住宅における耐震化率)

- ・ 住宅における耐震化について、耐震化率が 88.3%と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する必要がある。

#### (老朽・空き家対策)

- ・ 沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避する観点から、空家等対策の推進に関する特別措置法の適切な運用が図られるよう、空家等対策計画に基づき、関係団体と連携し、情報提供や技術的な助言を実施する必要がある。

#### (神栖市域の特性による課題を解消するための耐震化施策)

- ・ 市域の特性からみた耐震化に係る課題である、工業団地等の安全性向上、道路沿道の大型工作物(看板等)の倒壊防止対策、緊急輸送道路の機能確保、密集市街地の防災性向上に対する取り組みを進める必要がある。

#### (地震発生時に通行を確保すべき道路への対策)

- ・ 県計画で位置づけられた「第一次及び第二次緊急輸送道路」について、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、当該道路に接する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進に取り組む必要がある。

#### 【重要業績指標】

住宅の耐震化率：88.3% (R2.3.31)【都市計画課】

民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率：77.3% (R2.3.31)【都市計画課】

市有特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率：97.0% (R2.3.31)【都市計画課】

#### 7 - 4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

##### (コンビナート防災の推進)

- ・ 東日本大震災を教訓に石油コンビナート等災害防止法に基づき、コンビナート各社と災害発生時の迅速・的確な情報伝達、情報の共有ができるよう、共同防災訓練などにより連携を図り、防災の推進に努める必要がある。

##### (有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

- ・ 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、県と連携し、有害物質を取り扱う事業所については、事業者の適切な維持管理の徹底を指導する。また、災害発生時に迅速・的確な情報共有ができるよう、共同防災訓練等により、市と事業者双方の対処能力の向上に努める。

##### (危険物施設の耐震化の促進)

- ・ 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の危険物施設の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する必要がある。

##### (NBC 災害対策用資機材の充実)

- ・ NBC 災害時に消防職員の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、鹿島地方事務組合消防本部における NBC 災害対策用資機材の充実を図る必要がある。

#### 7 - 5 農地・森林等の被害、林野火災による国土の荒廃

##### (農地・農業用施設等の保全管理の推進)

- ・ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する必要がある。

##### (農地農業の備え)

- ・ 水害等の災害は冠水により農作物に甚大な被害を及ぼすため、災害防除のための対策を講じて営農体制を確立するものとする。

(8) 目標 8 . 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8 - 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の策定)

- ・ 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、大規模な災害が発生した際に災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理し、被災した市民の生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止を図りながら復旧・復興に資することを目的に「災害廃棄物処理計画」を策定している。計画の実効性を確保するため、定期的な見直しを行い、災害廃棄物の処理体制の充実を図る必要がある。
- ・ 近年、震災、水害等により一度に多量の廃棄物が発生し、その処理対策の重要性が指摘されている。市はそうした緊急時に備え、組織体制を整備するとともに、収集・運搬、処理・処分において迅速な対応ができるよう、県、近隣市町、関連団体等との連携を図りながら対策を講じていく必要がある。

8 - 2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(建設関係団体との連携強化)

- ・ 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る必要がある。

(復旧・復興を担う人材の育成)

- ・ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)を育成するため、各種建設関係団体と行政が連携した取組を行う必要がある。

(地籍調査の実施)

- ・ 本市においては、土地の資料として法務局に備えられている土地登記簿や公図(字限図)が不完全なものが多いことから、公図未整備地区や地図混乱地区等が存在している。そのため、公図未整備地区等の多くの境界復元に苦慮しているところであるが、円滑かつ迅速な復旧復興を図るため、また土地の権利関係の適正化を図るためにも、土地の境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査を推進していく必要がある。

(復旧復興対策計画)

- ・ 災害復旧復興における対応組織、役割、行動計画を明確化し、早期の復旧復興を図る。公共施設の復旧、災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画、災害復旧資金、災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画、その他の保護計画、復興計画の作成について定める必要がある。

(津波災害復旧・復興対策計画)

- ・ 津波災害復旧復興における対応組織、役割、行動計画を明確化し、早期の復旧復興を図る。地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画、迅速な原状復旧の進め方、被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援について定める必要がある。

【重要業績指標】

自主防災組織結成数：53地区(R2)【防災安全課】

地籍調査事業計画に基づく事業実施(計画面積86.52km<sup>2</sup>):着手率15.82%(実施面積13.69km<sup>2</sup>)(R1年度)【地籍調査課】

8 - 3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(水害ハザードマップ等の活用)

- ・ 内水浸水想定区域図を整備するとともに、内水ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。

(水害対策の促進)

- ・ 地震・津波、洪水・高潮等による水害への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。

(液状化対策、再液状化の周知)

- ・ 地盤の液状化による公共施設等の被害を軽減するため、公共・公益施設の管理者は、液状化ハザードマップ等を参酌し、池沼等の埋め立て地など、液状化被害のおそれがある地点や範囲の地盤データの情報収集に努めるとともに、施設等の状況に応じて、締固め、置換等の有効な手法により液状化対策に努める必要がある。
- ・ 東日本大震災による地盤の液状化については、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民に再液状化の地域的傾向を周知することが必要である。液状化ハザードマップを活用し、再液状化の可能性や、液状化から建物を守る手法などについてホームページなどにより周知する必要がある。

8 - 4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(地域コミュニティの維持)

- ・ 大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠となる。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平常時から活力ある地域づくりを促進する必要がある。

(自主防災組織の育成強化)

- ・ 災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、その重要な役割を担う自主防災組織については、更なる組織化を促進する必要がある。
- ・ 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する必要がある。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す必要がある。

(空き家対策の推進)

- ・ 大規模災害発生時に、空き家の所有者が近くに居なかったり、連絡が取れなくなることによって放置されるおそれがあるため、平常時から空き家の所有者と連絡が取れる体制を構築する必要がある。

【重要業績指標】

自主防災組織結成数：53地区（R2）【防災安全課】

8 - 5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(仮設住宅等の建設・提供)

- ・ 復興を円滑に進めるため、応急仮設住宅の取扱手順等関連マニュアルの整備する必要がある。
- ・ 災害復旧の長期化に備えて、あらかじめ応急仮設住宅建設の候補地の選定を進める必要がある。
- ・ 応急仮設住宅の建設の際には、プレハブ建築協会などの災害時応援協定団体の協力を得て早急に整備できる体制づくりを進める必要がある。
- ・ 「みなし仮設住宅」「応急修理」等の活用を見据えた関係団体との体制構築を検討する必要がある。

(仮店舗・仮事業所等整備)

- ・ 中小企業庁等による事業者向けの支援制度の活用も踏まえて、仮店舗・仮事務所等の円滑な整備に係る、事前の準備が必要である。

(地籍調査の実施)

- ・ 本市においては、土地の資料として法務局に備えられている土地登記簿や公図(字限図)が不完全なものが多いことから、公図未整備地区や地図混乱地区等が存在している。そのため、公図未整備地区等の多くの境界復元に苦慮しているところであるが、円滑かつ迅速な復旧復興を図るため、また土地の権利関係の適正化を図るためにも、土地の境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査を推進していく必要がある。

【重要業績指標】

地籍調査事業計画に基づく事業実施(計画面積 86.52km<sup>2</sup>): 着手率 15.82%(実施面積 13.69km<sup>2</sup>)(R1年度)【地籍調査課】

8 - 6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

- ・ 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要がある。

# 第6章 リスクシナリオに対する推進方策

## 6.1 個別施策分野の推進方針

### (1) 直接死を最大限防ぐ

| リスクシナリオ1 - 1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生   |  |                 |
|--|--|-----------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (住宅における耐震化率)   |                 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅・建築物の耐震化の普及・啓発を進めるとともに、所有者の耐震化の取組に対する環境整備や支援策を実施・検討する。具体的には、国の交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)等を活用し、住宅の耐震診断及び耐震化の促進を図る。</li> </ul>                           | 都市計画課           |
|  | (緊急輸送道路等の整備)   |                 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧時の根幹となる道路等の公共施設について、あらかじめ被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。</li> </ul>   | 道路整備課           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾は緊急物資の輸送、被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等防災拠点として重要な役割を担うため、県と連携し、耐震強化岸壁の整備など国の計画と整合を図りながら促進する。</li> </ul>  | 企業港湾商工課         |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>漁港施設は、緊急物資の輸送や被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等、防災拠点として重要な役割を担うため、漁港の整備や漁港施設機能強化を要望する。</li> </ul>   | 水産・地域整備課        |
|  | (緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進)  |                 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震化を推進する。</li> </ul>  | 都市計画課<br>各施設所管課 |
|  | (市街地整備等)   |                 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>密集市街地、防災上問題を抱える狭あい道路の解消等、波崎東明神周辺地区の住環境整備事業を、社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業・密集住宅市街地整備型)等を活用し、推進する。</li> <li>市街地の再整備に向けた推進策を検討し、活力あるまちづくりの形成に努める。</li> </ul> | 水産・地域整備課        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>防災まちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難場所、避難所、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進する。</li> </ul> | 防災安全課<br>道路整備課<br>水産・地域整備課<br>各施設所管課   |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>市街地における計画的な都市施設(公園、緑地、道路)を配置し、防災関連施設の整備や建築物の耐震化促進など、総合的な取組により、都市防災の向上を図る。</li> </ul>  | 都市計画課<br>道路整備課<br>施設管理課  |                 |

リスクシナリオ1 - 1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

|  |  |                           |
|--|--|---------------------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (公共施設等の長寿命化計画)   |                           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・神栖市公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化を進める。コミュニティセンター長寿命化計画、神栖市役所庁舎長寿命化計画、神栖市保健・福祉会館長寿命化計画、神栖市児童館長寿命化計画、神栖市放課後児童クラブ室長寿命化計画、神栖市保育施設長寿命化計画、かみず聖苑等長寿命化計画、神栖市公営住宅等長寿命化計画(公営住宅等ストック総合改善事業、公営住宅等整備事業)、神栖市橋梁長寿命化修繕計画、神栖市公園施設長寿命化計画(公園施設長寿命化対策支援事業)、湯楽々施設改修計画、ゆ～ぼ～とはさき施設改修計画、神栖市学校施設等長寿命化計画 等</li> </ul>  | 各施設所管課                    |
|  | (ブロック塀設置に関する指導)  |                           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀倒壊の危険性の周知や正しい施工方法などの普及を図るため、パンフレットの配布や広報紙等の活用による啓発を行う。</li> </ul>   | 都市計画課<br>開発審査課<br>学務課     |
|  | (地域防災活動の推進)  |                           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画に基づき、かみず防災アリーナ、総合防災備蓄倉庫、防災センターなどの防災施設の活用とさらなる充実・確保を図る。</li> </ul>  | 防災安全課<br>市民生活課<br>文化スポーツ課 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災の中核を担う消防団員を確保するとともに、安全装備品の配備を促進し、消防団の充実強化を図る。</li> <li>・地域コミュニティを基盤とした自主防災活動を進めるため、自主防災組織の結成促進等を進める。</li> <li>・市民の防災士資格取得について広報紙やホームページなどで資格取得講座を周知するとともに資格を取得する費用の支援を行う。</li> <li>・自主防災組織の充実を図るため、リーダー育成のための研修情報などを広報紙やホームページで広く周知するほか、防災出前講座を行う。</li> <li>・地区単位の自主防災組織による、地域独自の訓練を実施する。</li> <li>・広報紙、リーフレット、ホームページなどで防火・防災に関する啓発活動を行い、市民の意識の高揚を図る。</li> </ul> | 防災安全課                     |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進する。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に進める。</li> </ul>   | 市民協働課<br>防災安全課            |
| (防災教育)   |  |                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、防災関係機関は、防災教育活動を推進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</li> <li>・また、市及び防災関係機関は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。</li> </ul> | 防災安全課<br>教育指導課   |                           |

リスクシナリオ1 - 1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

|  |   |                                     |                                      |
|--|---|-------------------------------------|--------------------------------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (防災訓練の実施)   |                                     |                                      |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める</li> <li>毎年実施している防災訓練の検証を行うとともに、東日本大震災の経験を踏まえたより実践的な訓練を実施する。</li> <li>災害時協力協定を締結している市町村と訓練の実施方法などについて情報交換を行う。</li> </ul> |                                     | 防災安全課                                |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地区単位の自主防災組織による、地域独自の訓練を実施する。</li> </ul>  |                                     | 市民協働課<br>防災安全課                       |
|  | (要配慮者等の対策)  |                                     |                                      |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)は、風水害、地震災害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。</li> </ul>   |                                     | 防災安全課                                |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。</li> <li>市の観光は、海洋性レクリエーションが中心の観光もあり、大規模なイベントも行われることから、津波や地震災害等から来場者の安全を確保するための体制を推進する。</li> </ul>   |                                     | 防災安全課<br>道路整備課<br>水産・地域整備課<br>各施設所管課 |
| (防災関連施設整備による災害対応力の強化)  |   |                                     |                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所に指定されている学校等を中心とするエリアにおいて、該当する国の交付金等を活用し、災害時の避難路や防災施設を整備することで、防災性と平常時の子どもの安全性の向上を図る。具体的には、神栖二中学区及び波崎一中学区の避難経路や、旧波崎総合支所跡地の防災広場等を整備する。</li> </ul> |   | 防災安全課<br>道路整備課<br>市民生活課<br>水産・地域整備課 |                                      |
| 重要業績指標   | 指標  | 現状 (R2 年度)                          | 目標 (R7 年度)                           |
|  | 住宅の耐震化率   | 88.3%                               |                                      |
|  | 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率   | 77.3%                               |                                      |
|  | 市有特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率  | 97.0%                               |                                      |
|  | 消防団員数   | 942 人                               | 995 人                                |
|  | 自主防災組織結成数   | 53 地区                               | 85 地区 (R4)                           |
|  | 公営住宅等の長寿命化計画による対策の実施  | -                                   | 大規模改修 6 棟<br>建替え 2 棟                 |
|  | 公園施設長寿命化計画による対策の実施  | -                                   | 141 施設                               |
| 橋梁長寿命化計画に基づく修繕の実施  | 9 橋   | 17 橋                                |                                      |
| 学校施設等長寿命化計画に基づく大規模改造実施   | -   | 17 事業                               |                                      |

関連計画である「神栖市建築物耐震改修促進計画」は、茨城県耐震改修促進計画に基づいて平成 28 年度～令和 2 年度の 5 年間の計画として定めていたが、茨城県耐震改修促進計画が改定を 1 年先送りすることとなったため、神栖市建築物耐震改修促進計画もそれに倣う形となり、目標値も令和 3 年度の改定時に設定する。

リスクシナリオ1 - 2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

|  |   |       |
|--|---|-------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (不特定多数の者が利用する建築物等の火災対策の促進)  |       |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の者が利用する建築物等の火災対策を促進する。</li> <li>・社会福祉施設等は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性を確保する。</li> </ul>   | 防災安全課 |
|  | (防火対策)  |       |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の防火対策や、住宅への火災警報器の設置促進、市街地での延焼防止を防ぐために空き家戸数の増加を抑えるなど、火災予防、被害軽減のための取組を進める。</li> </ul>   | 防災安全課 |
|  | (消防関連施設の整備)   |       |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防水利(消火栓、防火水槽)の計画的整備に努める。消防車両、消防機庫、消防用ホースタワーなど、消防団施設の更新を進める。</li> <li>・多数の要救助者や傷病者に対応するため、鹿島地方事務組合消防本部の消防車両や救助資機材等の計画的な整備を促進する。</li> </ul>  | 防災安全課 |
|  | (火災予防・消火・救護活動の備え)   |       |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。</li> <li>・市民の生命、財産を守るため、常備消防体制の充実・整備を推進し、火災発生時に迅速に対応する。</li> </ul> | 防災安全課 |
|  | (市街地整備等)  |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・密集市街地、防災上問題を抱える狭あい道路の解消等、波崎東明神周辺地区の住環境整備事業を、社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業・密集住宅市街地整備型)等を活用し、推進する。</li> </ul>  | 水産・地域整備課  |       |
| (防災教育)   |   |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、防災関係機関は、防災教育活動を推進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</li> <li>・また、市及び防災関係機関は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。</li> </ul>   | 防災安全課<br>教育指導課  |       |
| (防災訓練の実施)  |   |       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める</li> <li>・毎年実施している防災訓練の検証を行うとともに、東日本大震災の経験を踏まえたより実践的な訓練を実施する。</li> <li>・災害時協力協定を締結している市町村と訓練の実施方法などについて情報交換を行う。</li> </ul> | 防災安全課   |       |

リスクシナリオ1 - 2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

|        |   |                                      |            |
|--------|---|--------------------------------------|------------|
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区単位の自主防災組織による、地域独自の訓練を実施する。</li> </ul>  | 市民協働課<br>防災安全課                       |            |
|        | <p>(要配慮者等の対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)は、風水害、地震災害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。</li> </ul> | 防災安全課                                |            |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。</li> </ul>  | 防災安全課<br>道路整備課<br>水産・地域整備課<br>各施設所管課 |            |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の観光は、海洋性レクリエーションが中心の観光もあり、大規模なイベントも行われることから、津波や地震災害等から来場者の安全を確保するための体制を推進する。</li> </ul>   | 防災安全課<br>観光振興課                       |            |
| 重要業績指標 | 指標  | 現状 (R2 年度)                           | 目標 (R7 年度) |
|        | 消火栓の整備数   | 1,895 基                              | 1,960 基    |
|        | 消防団員数   | 942 人                                | 995 人      |
|        | 自主防災組織結成数   | 53 地区                                | 85 地区 (R4) |

| リスクシナリオ1 - 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生   |   |                |
|---|---|----------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策   | (津波に強いまちづくり)  |                |
|   | ・津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。     | 防災安全課          |
|   | (津波防災思想・知識の普及)  |                |
|   | ・津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進するほか、民間団体等における津波防災教育の取組みを周知するなど、対象となる住民の津波防災意識の一層の向上を図る。 | 防災安全課<br>教育指導課 |
|   | (被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設の津波対策の推進)   |                |
|   | ・津波浸水想定区域内に立地する防災対策拠点などの公共施設については、災害発生時にその機能を維持するための、津波対策を推進する。                     | 各施設所管課         |
|   | (津波ハザードマップ・津波避難体制の整備)   |                |
|   | ・津波浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設において、円滑に避難できる体制を整備するため、施設利用者を含めた避難訓練等の実施の促進を図る。              | 防災安全課          |
|   | ・茨城県が公表する津波浸水想定区域に基づき、津波ハザードマップ・津波避難計画の見直しを行う。また、津波避難計画に基づく避難訓練や防災教育等の実施を促進する。      | 防災安全課<br>教育指導課 |
|   | (津波避難対策の推進)   |                |
| ・津波からの避難を確実にするため、道路情報板による津波情報の提供、津波浸水の海拔表示板、津波避難誘導看板等の設置を進める。また、道路からの避難あるいは道路への避難が行えるよう、関係機関と連携し非常用階段等の避難経路の確保を図る。<br>・津波警報等の災害発生直前の情報の市民及び一時滞在者への伝達や、避難誘導が重要であり、あらかじめ情報伝達体制の確保や避難誘導體制を整備する。                | 防災安全課   |                |
| (津波避難施設の整備)   |   |                |
| ・津波からの避難が困難と考えられる地域(居切地区・舎利浜地区・本新町地区)を対象に、新規で高台の整備を検討する。なお、高台の整備にあたっては、平常時の利用も見据え、周辺の土地利用状況と調和を図りながら、津波避難施設整備基本計画を策定する。<br>・津波避難施設整備基本計画において高台を整備する場合は、国の交付金(都市防災総合推進事業)等を活用し、津波避難施設整備事業を実施し、地区緊急避難施設を整備する。 | 防災安全課   |                |
| (漁港施設の整備)   |   |                |
| ・漁港施設については、拠点漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断を行い、要対策と判定された施設については、レベル1津波や台風等の異常波浪に対する機能を強化するための整備が推進されるよう県に対して要望する。   | 水産・地域整備課  |                |

| リスクシナリオ1 - 3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生 |   |              |                                      |
|---------------------------------------|---|--------------|--------------------------------------|
|                                       | ( 海岸保全施設の整備・維持管理の推進 )   |              |                                      |
|                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸保全施設については、津波及び高潮への対策として必要な機能の確保に向けた施設整備の推進や、老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組みを進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等が図られるよう県に対して要望する。</li> </ul>  |              | 防災安全課<br>道路整備課                       |
|                                       | ( 港湾施設の整備・老朽化対策 )   |              |                                      |
|                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾施設については、物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送が可能となる緊急輸送施設の耐震化や災害対策を国、県に対して要望する。</li> </ul>  |              | 防災安全課<br>道路整備課<br>企業港湾商工課            |
|                                       | ( 防災教育 )  |              |                                      |
|                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市、防災関係機関は、防災教育活動を推進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</li> <li>また、市及び防災関係機関は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。</li> </ul>  |              | 防災安全課<br>教育指導課                       |
|                                       | ( 防災訓練の実施 )   |              |                                      |
|                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める</li> <li>毎年実施している防災訓練の検証を行うとともに、東日本大震災の経験を踏まえたより実践的な訓練を実施する。</li> <li>災害時協力協定を締結している市町村と訓練の実施方法などについて情報交換を行う。</li> </ul> |              | 防災安全課                                |
|                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>地区単位の自主防災組織による、地域独自の訓練を実施する。</li> </ul>  |              | 市民協働課<br>防災安全課                       |
|                                       | ( 要配慮者等の対策 )  |              |                                      |
|                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)は、風水害、地震災害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。</li> </ul>   |              | 防災安全課                                |
|                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。</li> </ul>  |              | 防災安全課<br>道路整備課<br>水産・地域整備課<br>各施設所管課 |
|                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>市の観光は、海洋性レクリエーションが中心の観光もあり、大規模なイベントも行われることから、津波や地震災害等から来場者の安全を確保するための体制を推進する。</li> </ul>   |              | 防災安全課<br>観光振興課                       |
| 重要業績指標                                | 指標  | 現状 ( R2 年度 ) | 目標 ( R7 年度 )                         |
|                                       | 避難場所誘導標識の設置数  | 89 箇所 ( R1 ) | 128 箇所 ( R4 )                        |
|                                       | 引渡し訓練や親子防災教室の実施校数   | 26 校         | 26 校                                 |
|                                       | 消防団員数   | 942 人        | 995 人                                |
|                                       | 自主防災組織結成数   | 53 地区        | 85 地区 ( R4 )                         |

| リスクシナリオ1 - 4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生   |  |                            |
|---|--|----------------------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策   | (洪水ハザードマップの作成)   |                            |
|   | ・ 市民に対してハザードマップの有効性等を啓蒙する場を設け、洪水ハザードマップの活用を促進する。また、マイ・タイムラインの作成を支援する。                    | 防災安全課                      |
|   | (避難勧告等の具体的な発令基準の策定)  |                            |
|   | ・ 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準を定めたマニュアル等の見直しを推進する。         | 防災安全課                      |
|   | (要配慮者利用施設の避難対策)  |                            |
|   | ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定と避難訓練の実施を支援する。   | 防災安全課                      |
|   | (タイムラインの運用)  |                            |
|   | ・ 災害発生の事前予測がある程度可能な台風及び洪水予報河川等について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン(事前防災行動計画)の運用により、被害の最小化を図る。 | 防災安全課                      |
|   | (治水事業の推進)  |                            |
|   | ・ 高潮や津波等による災害を警戒・防御し、被害を軽減するため、河川海岸及び漁港等について、水防上必要な対策を実施する。                              | 防災安全課<br>道路整備課<br>水産・地域整備課 |
|   | ・ 利根川の堤防未整備地区の築堤事業については、国土交通省との連携を密にして、早期完成を推進する。  | 防災安全課<br>道路整備課             |
|   | (都市部における内水浸水対策の促進)   |                            |
| ・ 雨水基本計画に基づき、雨水排水路の適正な整備や管理を実施する。<br>・ 浸水対策の優先度が高い人口集中地区の北公共埠頭雨水幹線及び土合地区雨水幹線の整備を促進する。(「社会資本総合整備計画」に基づく施設整備)   | 道路整備課<br>下水道課  |                            |
| (水防施設や体制の充実)  |  |                            |
| ・ 近年多発するゲリラ豪雨や台風などに対応するため、水防倉庫の維持管理、土のうの備蓄、水防資機材の配備に努め、水害発生時に迅速に対応できる体制を充実させる。  | 防災安全課  |                            |
| (防災教育)  |  |                            |
| ・ 市、防災関係機関は、防災教育活動を推進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。<br>・ また、市及び防災関係機関は、市民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。  | 防災安全課<br>教育指導課   |                            |
| (防災訓練の実施)   |  |                            |
| ・ 関係機関相互の連携のもと災害発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<br>・ 毎年実施している防災訓練の検証を行うとともに、東日本大震災の経験を踏まえたより実践的な訓練を実施する。<br>・ 災害時協力協定を締結している市町村と訓練の実施方法などについて情報交換を行う。 | 防災安全課  |                            |

|        |   |                                      |            |
|--------|---|--------------------------------------|------------|
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区単位の自主防災組織による、地域独自の訓練を実施する。</li> </ul>  | 市民協働課<br>防災安全課                       |            |
|        | (要配慮者等の対策)  |                                      |            |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)は、風水害、地震災害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。</li> </ul> | 防災安全課                                |            |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進する。</li> </ul>                                | 防災安全課<br>道路整備課<br>水産・地域整備課<br>各施設所管課 |            |
|        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の観光は、海洋性レクリエーションが中心の観光もあり、大規模なイベントも行われることから、津波や地震災害等から来場者の安全を確保するための体制を推進する。</li> </ul>   | 防災安全課<br>観光振興課                       |            |
| 重要業績指標 | 指標  | 現状 (R2 年度)                           | 目標 (R7 年度) |
|        | 要配慮者利用施設避難確保計画作成率   | 83.3% (25/30 施設)<br>(R2.9 月末)        | 100%       |
|        | 消防団員数   | 942 人                                | 995 人      |
|        | 自主防災組織結成数   | 53 地区                                | 85 地区 (R4) |

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

| リスクシナリオ2 - 1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止  |   |              |
|--|---|--------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (災害時の非常食や資機材の整備)  |              |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制を整え、耐震性貯水槽の整備を行う。</li> </ul>  | 防災安全課<br>水道課 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭及び地域における備蓄については、市民に対して3日分の食糧と飲料水の備蓄を推奨しており、周知のための啓発活動を行う。</li> <li>・防災倉庫の設置や避難場所の空きスペースなどを活用した備蓄の充実を図る。</li> <li>・大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。</li> </ul>          | 防災安全課        |
|  | (支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備)  |              |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性を確保するため、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。</li> <li>・大規模災害時に備え、応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点について整備を進める。</li> </ul> | 防災安全課        |
|  | (水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)   |              |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した施設の更新や非耐震管路の耐震化に取り組み、災害に強い水道施設の充実を図る。</li> <li>・災害や事故などのリスク低減のため、給水エリアのブロック化を図り、広域断水回避策を検討する。</li> </ul>   | 水道課          |
|  | (応急給水体制などの整備)   |              |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用井戸の整備を進めるとともに、整備した非常用井戸の水質検査を定期的実施するなど、適切な維持管理を行う。</li> </ul>  | 防災安全課        |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に早急な対応ができるよう、応急給水や応急復旧の応援体制の充実を図る。</li> <li>・施設の復旧に必要な非常用資機材については、計画的な備蓄に努めるとともに、県や関係機関に対し不足資材の調達に協力し、飲料水を円滑に供給する容器などを確保する。</li> <li>・災害発生時にホームページなどを活用して、給水や復旧状況などの円滑に広報するための事前の準備を行う。</li> </ul>         | 防災安全課<br>水道課 |
| (地下水の確保・利用)  |   |              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な資源の一つである地下水を保全するため、地下水質を把握する。</li> <li>・地下水位の状況を把握するため、地下水位の観測を継続するとともに、地盤沈下などを防止するため、適正利用を促進し、地下水を保全する。</li> </ul> | 環境課   |              |

|  |   |                               |
|--|---|-------------------------------|
|  | <p>(ライフラインにおける備え(耐震化・耐浪化))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力、電話、上下水道等のライフライン施設は、耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等により津波による浸水被害の軽減も含めた諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を行う。</li> <li>・医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの耐震化を推進する。</li> </ul> | <p>防災安全課<br/>下水道課<br/>水道課</p> |
|--|---|-------------------------------|

| リスクシナリオ2 - 2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |                    |   |                           |           |
|---|--------------------|---|---------------------------|-----------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                             | (救急救助体制の充実)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市は救急医療体制が脆弱であり、救急患者や重篤な患者の受け入れが不十分な状況であることなどから、これを検証し、対応などを検討するとともに、市民に対する応急救護知識の普及を図る。</li> </ul>  | 健康増進課<br>地域医療推進課<br>防災安全課 |           |
|   | (消防体制及び機能の充実強化)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時において、迅速な初動体制を整えるため、鹿島地方事務組合消防本部職員や消防団員の補充を進めるとともに、消防体制の強化促進を図る。</li> <li>多数の要救助者や傷病者に対応するため、鹿島地方事務組合消防本部の消防車両や救助資機材等の計画的な整備を促進する。</li> </ul>  | 防災安全課                     |           |
|   | (広域行政の推進)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>国や県、鹿行各市と連携しながら、鹿行広域事務組合などを通じて広域的な行政機能の強化を図るとともに、利根川下流域首長会議などにより、千葉県側の利根川下流域の都市と連携するなど、市境、県境を越えた広域行政を推進する。</li> </ul>  | 政策企画課                     |           |
|   | (自主防災組織の育成強化)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であり、更なる組織化を促進する。</li> <li>災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であることから、今後一層の活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促す。</li> </ul> | 市民協働課<br>防災安全課            |           |
|   | (広域防災拠点の整備、機能充実強化) | <ul style="list-style-type: none"> <li>平常時は多くの人が集う多目的施設として、市の中心部にふさわしいにぎわいを創出するとともに、災害時における市民の安全・安心を確保する拠点として、かみす防災アリーナのさらなる機能の充実を図る。</li> </ul>  | 防災安全課<br>文化スポーツ課          |           |
|   | (自衛隊との連携強化)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。</li> </ul>  | 防災安全課                     |           |
|   | (警察との連携強化)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の支援を効果的に受け入れるため、警察と平常時から情報交換や実践的な訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。</li> </ul>   | 防災安全課                     |           |
|   | (海上保安庁との連携強化)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>海上災害時の支援を効果的に受け入れるため、海上保安庁と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。</li> </ul>  | 防災安全課                     |           |
|   | 重要業績指標             | 指標  | 現状 (R2年度)                 | 目標 (R7年度) |
|   |                    | 消防団員数   | 942人                      | 995人      |

リスクシナリオ2 - 3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

|  |  |                 |
|--|--|-----------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (帰宅困難者等の受入体制の確保)   |                 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時には、多数の避難者が長期にわたり避難所で生活することとなるため、当該避難者に配布する食糧を備蓄する。</li> </ul> | 防災安全課           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所について、防災機能(備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等)を強化し、帰宅困難者・避難者等の受入体制の確保を図る。</li> </ul>   | 防災安全課<br>各施設所管課 |
|  | (交通インフラの早期復旧)  |                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅のために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整等の事前対策を推進する。</li> </ul> | 防災安全課<br>道路整備課   |                 |

リスクシナリオ2 - 4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

|  |   |                                     |           |
|--|---|-------------------------------------|-----------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (市内医療機関の充実促進)   |                                     |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>二次救急医療体制の整備については、広域医療体制として、県の保健医療計画に基づき、関係機関と協力、連携を図りながら推進する。</li> <li>再編統合による神栖済生会病院の本院機能の充実が図られるよう、病院や県と連携して取り組む。</li> </ul>   | 地域医療推進課                             |           |
|  | (病診連携や広域医療ネットワークの充実促進)  |                                     |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や保健所などと連携しながら、様々な障がい・病気に対する相談・指導體制の充実を図る。</li> <li>機能回復や機能低下防止のため関係機関が連携、協力し、総合的なリハビリテーションを進める。</li> <li>医療機関などと連携を強化するとともに、広域的な医療ネットワークの構築を促進し、身近な医療から高度医療まで安心してサービスを受けられる体制を確立する。</li> </ul> | 障がい福祉課<br>長寿介護課<br>健康増進課<br>地域医療推進課 |           |
|  | (医療救護備蓄)  |                                     |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害における医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は、医療救護活動への備えを図る。その際、域外も含めた広域支援体制の構築に留意する。</li> </ul>   | 健康増進課<br>防災安全課                      |           |
|  | (医療関係者の訓練)  |                                     |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>病院における年2回の防火訓練、年1回以上の防災訓練の実施を推進する。また、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底を図る。</li> <li>防災訓練の実施にあたっては、夜間時の災害発生を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練を推進する。</li> <li>病院、市が実施する防災訓練への医療関係団体の参加を促す。</li> </ul> | 防災安全課                               |           |
|  | (災害時の燃料の確保)   |                                     |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧などに従事する車両や病院などの民間施設への優先給油が受けられるよう、災害時の燃料不足の事態に備えて、給油所との協定を締結する。</li> </ul>   | 防災安全課                               |           |
| (献血運動の推進)  |   |                                     |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>献血率の向上に向け、各事業所などと連携した広報などを実施する。</li> </ul>                        | 健康増進課   |                                     |           |
| (ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実)  |   |                                     |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生時のドクターヘリ活用を含めた救急医療体制の一層の充実を図るため、ランデブーポイントの確保を推進する。</li> </ul> | 防災安全課   |                                     |           |
| 重要業績指標   | 指標  | 現状 (R2年度)                           | 目標 (R7年度) |
|  | 献血者数  | 1,686人<br>(R2.11月末日時点)              | 2,500人    |

| リスクシナリオ2 - 5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |   |                |
|-----------------------------------|---|----------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方針               | (防疫対策の推進)   |                |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における感染症の発生防止のためには、消毒や害虫駆除等速やかな感染症予防対策の実施が重要であるため、平常時からその重要性について普及啓発を行う。</li> <li>・ さらに、基本的対策として、平常時から定期予防接種の接種率向上に取り組み、感染症の流行に備える。</li> <li>・ 関係機関と連携し、予防接種の必要性を周知するとともに、感染症の発生やまん延を防止し、公衆衛生の維持向上を図る。</li> <li>・ 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施するため、感染症を担当する保健所との連携を図る。</li> </ul> | 健康増進課          |
|                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症のおそれがある状況において、災害があった場合に備え、感染リスクを可能な限り低減するため、感染症に対応した運営指針に従い、避難所運営を実施する。</li> </ul>  | 社会福祉課<br>防災安全課 |

| リスクシナリオ2 - 6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |  |                 |
|--|--|-----------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方針                                    | (避難所の機能向上)   |                 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電機などの資機材リース関連会社との協定締結の推進や、無線機器など災害時用資機材の点検や使用方法の確認を実施する。</li> </ul>                  | 防災安全課           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 季節に応じた備品の調達や衛生管理を含めた環境整備を推進する。</li> </ul>   | 防災安全課<br>各施設所管課 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症のおそれがある状況において、災害があった場合に備え、感染リスクを可能な限り低減するため、感染症に対応した運営指針に従い、避難所運営を実施する。</li> </ul> | 社会福祉課<br>防災安全課  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所における良好な生活環境の確保のため、バリアフリー化やトイレの整備等、必要な機能の充実を図る。</li> </ul>                          | 各施設所管課          |

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

| リスクシナリオ3 - 1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱   |   |                |                |
|---|---|----------------|----------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策   | (地域防犯体制の強化)   |                | 防災安全課          |
|   | ・ 神栖警察署、地区防犯協会、自警団、地区などと連携し、地域防犯体制を強化する。  |                |                |
|   | (防犯意識の高揚)   |                | 防災安全課          |
|   | ・ 市民の防犯意識を高めるために、学校、関係機関と協力し、防犯キャンペーンなどの啓発活動を行う。  |                |                |
|   | (防犯灯の整備)  |                | 防災安全課          |
|   | ・ LED防犯灯の設置により、地域防犯体制を強化する。   |                |                |
|   | (防犯カメラの設置)  |                | 防災安全課          |
|   | ・ 街頭防犯カメラの設置により、地域防犯体制を強化する。  |                |                |
|   | (空き地等の適正管理の促進)  |                | 防災安全課          |
|   | ・ 生活環境が著しく損なわれ、又は犯罪等の発生原因となる空き地の所有者や管理者に対して、指導・助言を行い、適正管理を促進する。<br>・ 国の交付金(空き家対策総合支援事業)等を活用し、空き家等の除却と利活用の促進を図る。 |                |                |
| (警察署と連携した安全・安心なまちづくり)   |   | 防災安全課          |                |
| ・ 神栖警察署と連携した防犯対策や交通安全対策により、安全・安心なまちづくりを目指す。   |   |                |                |
| (警察の災害対応力の強化)   |   | 防災安全課          |                |
| ・ 「茨城県警察災害警備計画」を基に、茨城県警察本部との連携を図り、治安の確保に必要な体制を整備する。<br>・ 警察官不在の交番等に配置される警察OBによる災害時警察活動協力員と連携し、避難所等における治安維持に努める。 |   |                |                |
| (交通事故等の回避対策)  |   | 防災安全課          |                |
| ・ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するための対策を推進する。  |   |                |                |
| 重要業績指標  | 指標  | 現状(R2年度)       | 目標(R7年度)       |
|   | 防犯灯の整備数   | 9,874基(R1)     | 10,200基(R4)    |
|   | 防犯カメラの設置数   | 19箇所(R1)       | 34箇所(R4)       |
|   | 人口千人あたりの刑法犯認知件数   | 9.46件(R1.12月末) | 8.75件(R4.12月末) |

| リスクシナリオ3 - 2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下   |   |            |                 |
|--|---|------------|-----------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方針  | (庁舎等の耐震化、維持管理等の推進)  |            |                 |
|  | ・ 神栖市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。  |            | 政策企画課<br>各施設所管課 |
|  | (本庁舎及び分庁舎の津波対策の推進)  |            |                 |
|  | ・ 津波浸水想定区域内に立地する本庁舎及び分庁舎に対して、防水壁・防水板等を設置し、非常用電源等への浸水対策を推進する。  |            | 契約管財課           |
|  | (消防施設の津波対策の促進)  |            |                 |
|  | ・ 津波浸水想定区域内に立地する消防施設に対して、非常用電源への浸水対策、消防施設の耐水化、浸水シャッターの設置等、浸水への対策を促進する。  |            | 防災安全課           |
|  | (市の業務継続に必要な体制の整備)   |            |                 |
|  | ・ 「業務継続計画」の検証や見直しを行いながら、業務継続に必要な体制整備を進める。   |            | 行政経営課<br>防災安全課  |
|  | ・ 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの ICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。   |            | 行政経営課           |
|  | (IT部門における業務継続体制の整備)   |            |                 |
|  | ・ 災害時のシステム不稼働というリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターのさらなる活用などを検討する。<br>・ 非常用電源によるネットワーク及びサーバー電源の確保、また、セキュリティに配慮した無線 LAN の検討やノート型 PC での運用など、停電時にも ICT を利用した業務継続が可能な環境を整理し、災害時にも活用できるよう、緊急時運用の定期的な訓練等を実施する。 |            | 行政経営課           |
|  | (大規模災害時における広域連携の推進)   |            |                 |
| ・ 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内外の市町と相互応援協定を締結しているが、実効性のあるものとするため、他市町の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。 |   | 防災安全課      |                 |
| (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)  |   |            |                 |
| ・ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの適正な更新計画を県に要請する。                             |   | 防災安全課      |                 |
| (緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保)  |   |            |                 |
| ・ 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給の確保を図る。 |   | 防災安全課      |                 |
| 重要業績指標   | 指標  | 現状 (R2 年度) | 目標 (R7 年度)      |
|  | 本庁舎及び分庁舎の防水壁・防水板の設置箇所   | 0 箇所       | 9 箇所            |

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

| リスクシナリオ4 - 1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |  |       |
|--|--|-------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                    | (情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)   |       |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備状況の把握に努める。</li> </ul>                                 | 防災安全課 |
|  | (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)  |       |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの適正な更新計画を県に要請する。</li> </ul> | 防災安全課 |

| リスクシナリオ4 - 2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態  |   |                |             |
|--|---|----------------|-------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (災害情報伝達手段の確保)   |                |             |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート)、緊急速報メールの活用を促進する。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。</li> </ul> | 市民協働課<br>防災安全課 |             |
|  | (公共施設のインターネット環境の充実)   |                |             |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市の公共施設などでの公衆無線LANサービスを進めることにより、情報入手を支援するとともに、災害時においても、インターネットによる情報収集やサービスが使用できる仕組みを構築する。</li> </ul>                            | 行政経営課          |             |
|  | (防犯・防災体制に係る緊急時の支援体制の充実)   |                |             |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>疾病等により119番通報が困難な一人暮らしの重度障がい者や高齢者等で近隣に協力者がいる方を対象に、住居に緊急通報装置を貸与し、急病等の理由で援助を必要とする場合に、鹿島地方事務組合消防本部に簡単な操作で通報し速やかな援助を行う。</li> </ul>  | 長寿介護課          |             |
| (災害時における住民等への情報伝達体制の強化)  |   |                |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>災害や緊急時の情報提供手段として、防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、防災行政無線フリーダイヤルなどを活用し、正確でタイムリーな情報発信を行うとともに、広報車両や地元消防団による広報活動を含め、確実な情報提供に努める。</li> </ul> | 防災安全課   |                |             |
| (災害時における住民への情報伝達の強化)   |   |                |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、整備を促進する。</li> </ul>                                    | 防災安全課   |                |             |
| 重要業績指標   | 指標  | 現状 (R2年度)      | 目標 (R7年度)   |
|  | 防災ラジオの配布数   | 1,294台 (R1)    | 2,000台 (R4) |
|  | 公衆無線LANサービスが利用できる公共施設数  | 26箇所 (R1)      | 30箇所 (R4)   |

リスクシナリオ4 - 3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

|   |  |                |             |
|---|--|----------------|-------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策   | (情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備)   |                |             |
|   | ・災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備状況の把握に努める。  | 防災安全課          |             |
|   | (災害時における行政機関相互の通信手段の確保)  |                |             |
|   | ・大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県防災行政通信ネットワークの適正な更新計画を県に要請する。                                    | 防災安全課          |             |
|   | (災害情報伝達手段の確保)  |                |             |
|   | ・テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、市民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート) 緊急速報メールの活用を促進する。また、市ホームページやSNS等の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。 | 市民協働課<br>防災安全課 |             |
| (災害時における住民等への情報伝達体制の強化)   |  |                |             |
| ・災害や緊急時の情報提供手段として、防災行政無線、防災ラジオ、メールマガジン、防災行政無線フリーダイヤルなどを活用し、正確でタイムリーな情報発信を行うとともに、広報車両や地元消防団による広報活動を含め、確実な情報提供に努める。 | 防災安全課  |                |             |
| (災害時における住民への情報伝達の強化)  |  |                |             |
| ・災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常に有効な同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムについて、整備を促進する。                                    | 防災安全課  |                |             |
| 重要業績指標  | 指標   | 現状 (R2年度)      | 目標 (R7年度)   |
|   | 防災ラジオの配布数  | 1,294台 (R1)    | 2,000台 (R4) |
|   | 公衆無線 LAN サービスが利用できる公共施設数   | 26箇所 (R1)      | 30箇所 (R4)   |

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

| リスクシナリオ5 - 1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 |   |         |
|---|---|---------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                             | (企業の事業継続計画(BCP)の策定促進)   |         |
|   | ・災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でもできるだけ早期に復旧できるようにするため、市内企業におけるBCP策定を促進する。  | 企業港湾商工課 |
|   | (リスク分散を重視した企業誘致等の推進)  |         |
|   | ・経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本市への移転、誘致に向けた取組みを推進する。   | 企業港湾商工課 |
|   | (港湾施設の整備・老朽化対策)   |         |
|   | ・物流の拠点となる港湾施設については、他港の代替機能を担うことも視野に入れ、物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送が可能となる緊急輸送施設の耐震化や災害対策を国、県に対して要望する。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を国、県に対して要望する。 | 企業港湾商工課 |

| リスクシナリオ5 - 2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |  |       |
|--|--|-------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                                  | (エネルギー供給事業者との連絡強化)   |       |
|  | ・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。 | 防災安全課 |

リスクシナリオ5 - 3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

|                     |   |         |
|---------------------|---|---------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策 | (石油コンビナート等の防災体制の充実強化)   |         |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の教訓やこれまでのコンビナート災害により得られた知見等を踏まえ、津波による被害想定、事業継続性の確保、情報連絡体制の整備の観点から県の石油コンビナート等防災計画の見直しに合わせた対応など、防災体制の一層の充実強化を図る。</li> <li>・海上保安部や鹿島地方事務組合消防本部などの関係機関と連携して実地訓練を実施しているが、さらなる応急対処能力の向上を図るため、より実践的な内容による訓練を実施する。</li> </ul> | 防災安全課   |
|                     | (港湾施設の整備・老朽化対策の推進)  |         |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害対策等を進めるよう促すとともに、災害発生後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。</li> </ul>   | 企業港湾商工課 |

| リスクシナリオ5 - 4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響 |  |         |
|---------------------------------------|--|---------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                   | <p>(国や県への要望活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鹿島港の津波高潮対策について、国、県との検討結果を踏まえて、有効な対策を講じるよう要望する。</li> <li>外港航路の漂砂による埋没対策や長周期波の浸入を防ぐため港口部における防波堤の延伸、港内の静穏度を維持するための施設整備を要望する。</li> <li>北公共埠頭のコンテナ貨物の集荷促進に努め、水深 13m 岸壁の事業化を要望する。</li> </ul>                     | 企業港湾商工課 |
|                                       | <p>(港湾機能継続のための体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関、民間事業者が協働して、大規模災害発生時に港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための具体的な行動計画の整備を推進する。</li> </ul>  | 企業港湾商工課 |
|                                       | <p>(港湾施設の整備・老朽化対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾管理者である県や防波堤の整備事業者である国土交通省に要望し、早期完工を図る。</li> <li>物流の拠点となる港湾施設については、他港の代替機能を担うことも視野に入れ、物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送が可能となる緊急輸送施設の耐震化や災害対策を国、県に対して要望する。また、予防保全の考え方にに基づき、計画的な維持管理・更新を国、県に対して要望する。</li> </ul> | 企業港湾商工課 |
|                                       | <p>(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路施設の防災対策について、計画的な整備を行う。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う。</li> <li>橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。</li> </ul>                   | 道路整備課   |

リスクシナリオ5 - 5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

|                     |   |                  |
|---------------------|---|------------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策 | (地域交通ネットワークの強化)   |                  |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>東関東自動車道水戸線について、未開通区間や暫定2車線の区間があることから、ミッシングリンク(未整備区間)を解消するため、その早期完成について、国等に働きかけ、また、潮来ICから鹿島港北公共ふ頭周辺地域までの延伸について要望する。</li> <li>人命にかかわる救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために、「復興みちづくりアクションプラン」に基づき、緊急輸送道路の強化を要望する。</li> </ul> | 道路整備課            |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の防災、震災対策、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、港湾施設の耐震・耐波性能の強化を要望する。</li> </ul>   | 道路整備課<br>企業港湾商工課 |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化等の災害対策を要望する。</li> </ul>   | 企業港湾商工課          |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>漁港施設は、緊急物資の輸送や被災者の搬送等の拠点、避難地としての利用等、防災拠点として重要な役割を担うため、漁港の整備や漁港施設機能強化を要望する。</li> </ul>  | 水産・地域整備課         |

リスクシナリオ5 - 6 食料等の安定供給の停滞

|                     |   |          |
|---------------------|---|----------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策 | (食料生産基盤の整備)   |          |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を促進する。</li> <li>幹線排水路以外の支線の水路について、機能維持及び環境整備を促進する。</li> </ul>                        | 農林課      |
|                     | (漁港機能の強化促進)   |          |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い漁港の拡充整備を進めるとともに、にぎわいのある市場や高度な衛生管理に対応した共同利用施設、利便性の高い機能的な漁港施設の整備を促進し、生産流通加工の拠点として総合的な漁港整備及び漁港施設の機能強化を促進する。</li> </ul> | 水産・地域整備課 |
|                     | (農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進)   |          |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する</li> </ul>  | 農林課      |

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

|   |  |              |
|---|--|--------------|
| リスクシナリオ6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |  |              |
| リスクシナリオを回避するための対応方策   | (エネルギー供給事業者との連絡強化)   |              |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。</li> </ul>  | 防災安全課        |
| リスクシナリオを回避するための対応方策   | (再生可能エネルギーの導入拡大)   |              |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、風力発電やメガソーラーなど大規模事業の展開促進によりエネルギー供給量の確保を要望する。</li> <li>風力や太陽光、バイオマス、小水力などそれぞれの地域特性に応じた電源・熱源を利用した分散型のエネルギー供給体制(エリア供給システム)を整備するとともに、家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。</li> </ul> | 政策企画課<br>環境課 |

| リスクシナリオ6 - 2 上水道等の長期間にわたる供給停止  |   |               |           |
|--|---|---------------|-----------|
| リスクシナリオを回避するための対応方針  | (水道施設の耐震化・老朽化対策の推進)   |               |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設のうち管路については、水道施設更新計画に基づき耐震化を進める。</li> <li>市内4箇所の配水場についても構築物や設備について計画的に耐震化を図る。</li> </ul>  | 水道課           |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。</li> </ul>  | 農林課           |           |
|  | (災害時の応急給水体制などの整備)   |               |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>給水拠点の確保のための医療施設、避難所等の重要施設へ配水経路の優先的な耐震化を図り、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める。</li> <li>災害時においても迅速な対応ができるように、応急給水体制の充実や日本水道協会を通して他の水道事業者等との災害時の連携を実践し、水道の災害対応能力の向上を目指す。</li> </ul> | 水道課           |           |
|  | (安全を確保する水の管理)   |               |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全を確保した水道水を供給するため、水安全計画の策定に向けて取り組み、県企業局と連携し、水道水の徹底した水質管理を行う。</li> </ul>  | 水道課           |           |
| (災害に強い水道施設の整備)   |   |               |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害に備え、被害を最小限にとどめて給水ができるように、管路延長の際は耐震性を有する管を布設する。また、水道施設の計画的な更新と適切な維持管理を実施する。</li> </ul>                                   | 水道課   |               |           |
| (水道事業財政基盤の強化と環境負荷の低減)  |   |               |           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業の財政基盤強化を図るため、中長期的な視点での経営戦略を実践し、施設図面や設備台帳等の電子化を継続し、適切な資産管理をすることで、水道事業の効率的な運営を目指す。</li> <li>環境に配慮した事業活動の推進に取り組む。</li> </ul> | 水道課   |               |           |
| 重要業績指標   | 指標  | 現状 (R2年度)     | 目標 (R7年度) |
|  | 配水場施設更新計画の策定  | 未策定           | 策定        |
|  | 水安全計画の策定  | 未策定           | 策定        |
|  | 水道普及率   | 92.9% (R1年度末) | 94.8%     |

| リスクシナリオ6 - 3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止   |  |               |          |
|--|--|---------------|----------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (下水道に係る業務継続計画(BCP)策定・施設耐震化等の推進)  |               | 下水道課     |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道に係る業務継続計画(BCP)は、災害時に備え、より実効性のあるBCPへブラッシュアップを行う。</li> </ul>             |               |          |
|  | (下水道事業の推進)   |               | 下水道課     |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路下の管路施設をはじめ、施設の耐震化・耐水化は途上にあることから、地方公営企業として財政状況を勘案しながら着実に推進する。</li> </ul> |               |          |
|  | (汚水処理施設の機能保持・老朽化対策の促進)   |               | 下水道課     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業開始から既に40年以上が経過しており、老朽化した下水道施設が多く存在するため、これらを適切に維持管理し、計画的な更新や改修を進める。</li> <li>事業計画区域内では未整備の地区も多いことから、新設工事についても継続して行う。</li> <li>ポンプ施設は、状態監視保全等による適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策として施設の改築・更新を着実に推進する。</li> <li>自家発電機や非常用発電機の設置を進め、災害時の汚水処理機能の保持に努める。</li> </ul> |  |               |          |
| (し尿処理施設の機能保持・老朽化対策の促進)   |  | 廃棄物対策課        |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>し尿処理施設は、状態監視保全等による適切な維持管理を行うとともに、ストックマネジメント計画等に基づき、老朽化対策として施設の改築・更新を着実に推進する。</li> <li>自家発電機や非常用発電機の設置を進め、災害時のし尿処理機能の保持に努める。</li> </ul>  |  |               |          |
| 重要業績指標   | 指標   | 現状(R2年度)      | 目標(R7年度) |
|  | 下水道整備率(全体計画ベース)  | 41.86%(R1年度末) | 54.9%    |
|  | 下水道処理人口普及率   | 42.2%(R1年度末)  | 52.8%    |

| リスクシナリオ6 - 4 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止   |   |            |            |
|--|---|------------|------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (幹線道路の整備促進)   |            |            |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な幹線道路の整備を促進するとともに、東関東自動車道の鹿島港延伸やリバーサイド道路の整備促進を関係機関に要望し、広域交通体系の充実を図る。</li> </ul>                                  | 道路整備課      |            |
|  | (路線バス等地域公共交通の確保)  |            |            |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有化を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行を行い地域公共交通の確保を図る。</li> </ul> | 政策企画課      |            |
|  | (災害に強い路網整備の推進)  |            |            |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の避難や救援等に備えたインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。</li> </ul>   | 道路整備課      |            |
|  | (市道の整備)   |            |            |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地の機能と景観を十分に踏まえた都市計画道路の整備を推進する。</li> <li>・ 緊急面や防災面に配慮しながら、生活道路の整備を進める。</li> </ul>                                 | 道路整備課      |            |
| (道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進)   |   |            |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路施設の防災対策について、計画的な整備を行う。また、橋りょうの耐震化についても、緊急輸送道路等の橋りょうを中心に、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う。</li> <li>・ 橋りょうをはじめとする道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。</li> </ul> | 道路整備課   |            |            |
| (人にやさしい道づくりの推進)  |   |            |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路環境の向上については、通行車両や歩行者などの安全の確保が求められることから、道路の形態や利用状況などを総合的に判断し、バリアフリー化の可能な歩道については、積極的に推進する。</li> <li>・ あんしん歩行エリアを中心として、大野原地区や神栖地区における歩行者優先の道路づくりを推進する。</li> </ul>             | 道路整備課   |            |            |
| 重要業績指標   | 指標  | 現状 (R2年度)  | 目標 (R7年度)  |
|  | 市道舗装率   | 77.6% (R1) | 78.4% (R4) |

リスクシナリオ6 - 5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

|                     |  |                            |
|---------------------|--|----------------------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策 | (ライフラインの早期復旧の促進)   |                            |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模災害が発生した場合、電気・上下水道・ガス・燃料・交通ネットワークなどライフラインの早期の復旧は困難であり市民生活に支障をきたすため、代替機能の確保に努める。</li> <li>・ 民間企業との協定を締結し、避難所での代替施設・物品として活用できるよう連携を図る。</li> </ul> | 防災安全課                      |
|                     | (治水・海岸保全・洪水対策)   |                            |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高潮や津波等による災害を警戒・防御し、被害を軽減するため、河川海岸及び漁港等について、水防上必要な対策を要望する。</li> <li>・ 利根川の堤防未整備地区の築堤事業については、国土交通省との連携を密にして、早期完成を促進する。</li> </ul>                   | 防災安全課<br>道路整備課<br>水産・地域整備課 |

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

| リスクシナリオ7 - 1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |   |       |
|--|---|-------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                        | <p>(警察・消防等の体制・資機材等の充実強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。また、消防団、自主防災組織の充実強化など、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に取り組む。</li> </ul> | 防災安全課 |
|  | <p>(防火対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅の防火対策や、住宅への火災警報器の設置促進、市街地での延焼防止を防ぐために空き家戸数の増加を抑えるなど、火災予防、被害軽減のための取組を進める。</li> </ul>  | 防災安全課 |
|  | <p>(災害に関する調査研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震等による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑であることから、災害に関する調査研究機関との連携を図り、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進する。</li> </ul>         | 防災安全課 |

リスクシナリオ7 - 2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

|                     |  |       |
|---------------------|--|-------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策 | (コンビナートの災害対応力強化)   |       |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。</li> <li>・火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、コンビナート災害の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。</li> </ul> | 防災安全課 |
|                     | (海上災害への備え)   |       |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市沿岸海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合又は船舶からの危険物等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生した場合に備え、市及び関係機関がとるべき対策を強化する。</li> </ul>  | 防災安全課 |
|                     | (複合災害への備え)   |       |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災では、地震や津波等の自然災害に加え、原子力災害も発生する等未曾有の複合災害となったことから、今後予見される様々な複合災害について、具体的なシナリオと対策を検討する。</li> </ul>  | 防災安全課 |

リスクシナリオ7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

|  |  |                                     |          |
|--|--|-------------------------------------|----------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (住宅における耐震化率)   |                                     |          |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅・建築物の耐震化の普及・啓発を進めるとともに、所有者の耐震化の取組に対する環境整備や支援策を実施・検討する。</li> <li>国の交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)等を活用し、住宅の耐震診断及び耐震化の促進を図る。</li> </ul> | 都市計画課                               |          |
|  | (老朽・空き家対策)   |                                     |          |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避する観点から、空家等対策の推進に関する特別措置法の適切な運用が図られるよう、空家等対策計画に基づき、関係団体と連携し、情報提供や技術的な助言を実施する。</li> </ul>                | 防災安全課                               |          |
|  | (神栖市域の特性による課題を解消するための耐震化施策)  |                                     |          |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市域の特性からみた耐震化に係る課題である、工業団地等の安全性向上、道路沿道の大型工作物(看板等)の倒壊防止対策、緊急輸送道路の機能確保、密集市街地の防災性向上に対する取り組みを進める。</li> </ul>                       | 防災安全課<br>都市計画課<br>道路整備課<br>水産・地域整備課 |          |
| (地震発生時に通行を確保すべき道路への対策)   |  |                                     |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>県計画で位置づけられた「第一次及び第二次緊急輸送道路」について、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、当該道路に接する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進に取り組む。</li> </ul> | 都市計画課  |                                     |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生後において、被災した道路ネットワークの早期復旧が図れるよう、国・県・市の各管理道路の拡幅等の整備を各関係自治体と連携して促進する。</li> </ul>                                      | 防災安全課<br>道路整備課   |                                     |          |
| 重要業績指標   | 指標   | 現状(R2年度)                            | 目標(R7年度) |
|  | 住宅の耐震化率  | 88.3%                               |          |
|  | 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率  | 77.3%                               |          |
|  | 市有特定既存耐震不適格建築物等の耐震化率   | 97.0%                               |          |

関連計画である「神栖市建築物耐震改修促進計画」は、茨城県耐震改修促進計画に基づいて平成28年度～令和2年度の5年間の計画として定めていたが、茨城県耐震改修促進計画が改定を1年先送りすることとなったため、神栖市建築物耐震改修促進計画もそれに倣う形となり、目標値も令和3年度の改定時に設定する。

| リスクシナリオ7 - 4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃 |  |              |
|------------------------------------|--|--------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                | (コンビナート防災の推進)  |              |
|                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を教訓に石油コンビナート等災害防止法に基づき、コンビナート各社と災害発生時の迅速・的確な情報伝達、情報の共有ができるよう、共同防災訓練などにより連携を図り、防災の推進に努める。</li> </ul>   | 防災安全課        |
|                                    | (有害物質の拡散・流出防止対策の推進)  |              |
|                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、県と連携し、有害物質を取り扱う事業所については、事業者の適切な維持管理の徹底を指導する。また、災害発生時に迅速・的確な情報共有ができるよう、共同防災訓練等により、市と事業者双方の対処能力の向上に努める。</li> </ul> | 防災安全課<br>環境課 |
|                                    | (危険物施設の耐震化の促進)   |              |
|                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。</li> </ul>  | 防災安全課        |
|                                    | (NBC 災害対策用資機材の充実)  |              |
|                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>NBC 災害時に消防職員の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、鹿島地方事務組合消防本部における NBC 災害対策用資機材の充実を図る。</li> </ul>  | 防災安全課        |

リスクシナリオ7 - 5 農地・森林等の被害、林野火災による国土の荒廃

|                     |  |     |
|---------------------|--|-----|
| リスクシナリオを回避するための対応方策 | (農地・農業用施設等の保全管理の推進)  |     |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。</li> </ul> | 農林課 |
|                     | (農地農業の備え)  |     |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>水害等の災害は冠水により農作物に甚大な被害を及ぼすため、災害防除のための対策を講じて営農体制確立を支援する。</li> </ul>                         | 農林課 |

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

| リスクシナリオ8 - 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |  |
|---|--|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                           | <p>( 災害廃棄物処理計画の策定 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物処理計画の実効性を確保するため、定期的な見直しを行い、災害廃棄物の処理体制の充実を図る。</li> <li>・ 災害廃棄物の仮置場の確保に努める。</li> <li>・ 市単独で対応できないことが予想されるため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">廃棄物対策課</p> |

| リスクシナリオ8 - 2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (建設関係団体との連携強化)  |  |   |
|  | ・大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。  |  | 防災安全課                                       |
|  | (復旧・復興を担う人材の育成)   |  |   |
|  | ・各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の育成支援を検討する。 |  | 道路整備課                                       |
|  | (地籍調査の実施)   |  |   |
|  | ・円滑かつ迅速な復旧復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査事業を推進する。                               |  | 地籍調査課                                       |
| (復旧復興対策計画)   |   |  |   |
| ・災害復旧復興における対応組織、役割、行動計画を明確化し、早期の復旧復興を図る。   |   | 政策企画課  |   |
| (津波災害復旧・復興対策計画)  |   |  |   |
| ・公共施設の復旧、災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画、災害復旧資金、災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画、その他の保護計画、復興計画の作成について定める。<br>・地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画、迅速な原状復旧の進め方、被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援について定める。 |   | 政策企画課  |   |
| 重要業績指標   | 指標  | 現状(R2年度)   | 目標(R7年度)                                    |
|  | 自主防災組織結成数   | 53地区   | 85地区(R4)                                    |
|  | 地籍調査事業計画に基づく事業実施(計画面積86.52km <sup>2</sup> )                             | 着手率15.82%<br>(実施面積13.69km <sup>2</sup> )<br>(R1) | 着手率19.96%<br>(17.2km <sup>2</sup> )<br>(R4) |

リスクシナリオ 8 - 3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

|   |  |               |
|---|--|---------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策   | (水害ハザードマップ等の活用)                              |               |
|   | ・内水浸水想定区域図の作成・公表を検討する。                       | 防災安全課<br>下水道課 |
|   | (水害対策の促進)                                    |               |
|   | ・地震・津波、洪水・高潮等による水害への対策と、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。 | 防災安全課<br>下水道課 |
| (液状化対策、再液状化の周知)   |  |               |
| ・市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、液状化ハザードマップを活用し、再液状化の可能性や、液状化から建物を守る手法などについてホームページなどにより周知する。 | 防災安全課<br>都市計画課                               |               |

リスクシナリオ8 - 4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

|  |   |          |                |
|--|---|----------|----------------|
| リスクシナリオを回避するための対応方策  | (地域コミュニティの維持)   |          | 市民協働課<br>防災安全課 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講じることが不可欠であり、特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展等により、今後その維持が困難となることが懸念されることから、平常時から活力ある地域づくりを促進する。</li> </ul>   |          |                |
|  | (自主防災組織の育成強化)   |          | 市民協働課<br>防災安全課 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害による被害を最小限にとどめるためには、住民間の情報伝達など地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、更なる組織化を促進する。</li> <li>災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。また、男女共同参画の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性の積極的な参加を促進する。</li> </ul> |          |                |
| (空き家対策の推進)   |   | 防災安全課    |                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織等(近隣住民)と空き家等所有者がすぐに連絡が取り合えるよう、平常時から良好な関係を築くことを目的に、自主防災組織等による空き家等見守り活動等を推進する。</li> </ul> |   |          |                |
| 重要業績指標   | 指標  | 現状(R2年度) | 目標(R7年度)       |
|  | 自主防災組織結成数   | 53地区     | 85地区(R4)       |

| リスクシナリオ8 - 5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |   |  |  |
|---|---|--|--|
| リスクシナリオを回避するための対応方策                                   | (仮設住宅等の建設・提供)   |  |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興を円滑に進めるため、応急仮設住宅の取扱手順等関連マニュアルの整備を進める。</li> <li>・災害復旧が長期になると想定される場合に備えて、あらかじめ応急仮設住宅建設の候補地の選定を進める。</li> <li>・応急仮設住宅の建設の際には、プレハブ建築協会などの災害時応援協定団体の協力を得て早急に整備できる体制づくりを進める。</li> <li>・「みなし仮設住宅」「応急修理」等の活用を見据えた関係団体との体制構築を検討する。</li> </ul> | 都市計画課<br>開発審査課                                     |  |
|   | (仮店舗・仮事業所等整備)   |  |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向けの支援制度の活用も踏まえて、仮店舗・仮事務所等の円滑な整備に係る、事前対策を検討する。</li> </ul>   | 企業港湾商工課  |  |
|   | (地籍調査の実施)   |  |  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑かつ迅速な復旧復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査事業を推進する。</li> </ul>   | 地籍調査課  |  |
| 重要業績指標  | 指標  | 現状 (R2 年度)   | 目標 (R7 年度)                                   |
|   | 地籍調査事業計画に基づく事業実施 (計画面積 86.52km <sup>2</sup> )   | 着手率 15.82%<br>(実施面積 13.69km <sup>2</sup> )<br>(R1) | 着手率 19.96%<br>(17.2km <sup>2</sup> )<br>(R4) |

リスクシナリオ8 - 6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

|                     |  |
|---------------------|--|
| リスクシナリオを回避するための対応方策 | <p style="text-align: center;">(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の消費者の過剰反応による風評被害を防ぐため、正確な被害情報の収集と、迅速かつ的確な情報発信を図る。また、関係機関と連携して、市内産業を復興するための市内農水産物の販売促進や観光客の誘客など積極的な対策を進める。</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                 農林課<br/>                 観光振興課<br/>                 企業港湾商工課<br/>                 水産・地域整備課             </div> |
|---------------------|--|

## 6.2 重点化する取組事項

各検討結果に基づき、リスクシナリオのうち事態が回避されなかった場合の影響の大きさや緊急性、神栖市の被害の特徴を考慮し、重点的に取り組むべき対応方策を選定した。影響の大きさや緊急性、神栖市の被害の特徴については、以下の観点から検討を行った。

- 影響の大きさや緊急性 ・ 死傷者の発生に係るリスクシナリオ  
 神栖市の被害の特徴 ・ 津波による被害に係るリスクシナリオ  
 ・ 石油コンビナートの被害に係るリスクシナリオ

| 事前に備えるべき<br>8つの目標                                   | No. | 「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」                                   | 年次計画<br>2020 | 影響が<br>大きい | 神栖市<br>の特徴 | 重点化<br>項目 |
|---|-----|--|--------------|------------|------------|-----------|
| 1 直接死を最大限防ぐ   | 1-1 | 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生           |              |            |            |           |
|   | 1-2 | 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生                     |              |            |            |           |
|   | 1-3 | 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生                                   |              |            |            |           |
|   | 1-4 | 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生                           |              |            |            |           |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する     | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止                     |              |            |            |           |
|   | 2-2 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                         |              |            |            |           |
|   | 2-3 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱                                       |              |            |            |           |
|   | 2-4 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺           |              |            |            |           |
|   | 2-5 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生                                       |              |            |            |           |
|   | 2-6 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生                  |              |            |            |           |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保する                                   | 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱                         |              |            |            |           |
|   | 3-2 | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                |              |            |            |           |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する                          | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止                                  |              |            |            |           |
|   | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態                         |              |            |            |           |
|   | 4-3 | 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態         |              |            |            |           |
| 5 経済活動を機能不全に陥らせない                                   | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下                         |              |            |            |           |
|   | 5-2 | エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響                    |              |            |            |           |
|   | 5-3 | コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等                                   |              |            |            |           |
|   | 5-4 | 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響                                   |              |            |            |           |
|   | 5-5 | 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響     |              |            |            |           |
|   | 5-6 | 食料等の安定供給の停滞  |              |            |            |           |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 6-1 | 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |              |            |            |           |
|   | 6-2 | 上水道等の長期間にわたる供給停止   |              |            |            |           |
|   | 6-3 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止  |              |            |            |           |
|   | 6-4 | 地域交通網等の交通インフラの長期間にわたる機能停止                                  |              |            |            |           |
|   | 6-5 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全   |              |            |            |           |

| 事前に備えるべき<br>8つの目標 |                                 | No. | 「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」   | 年次計画<br>2020 | 影響が<br>大きい | 神栖市<br>の特徴 | 重点化<br>項目 |
|-------------------|---------------------------------|-----|--|--------------|------------|------------|-----------|
| 7                 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない           | 7-1 | 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生  |              |            |            |           |
|                   |                                 | 7-2 | 海上・臨海部の広域複合災害の発生   |              |            |            |           |
|                   |                                 | 7-3 | 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺                                      |              |            |            |           |
|                   |                                 | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃  |              |            |            |           |
|                   |                                 | 7-5 | 農地・森林等の被害、林野火災による国土の荒廃   |              |            |            |           |
| 8                 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態   |              |            |            |           |
|                   |                                 | 8-2 | 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |              |            |            |           |
|                   |                                 | 8-3 | 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態                                   |              |            |            |           |
|                   |                                 | 8-4 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失                              |              |            |            |           |
|                   |                                 | 8-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態                                   |              |            |            |           |
|                   |                                 | 8-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響                             |              |            |            |           |

## 第7章 地域計画の推進と見直し

### 7.1 地域計画の推進体制

計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制のもと、計画を推進していく必要がある。また、地域の強靱化に向けて、国や県、近隣市、関係事業者、市民などとの連携、協力を促進するとともに、地域コミュニティの活性化や民間資金の活用など、平常時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努める。

### 7.2 地域計画の見直し

地域計画は、施策ごとの重要業績指標や関連事業などの進捗状況を把握するため、年度毎のアクションプランを作成し、重要業績指標に基づき、定期的なフォローアップを行う。また、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等も考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討していく。

なお、地域計画は、市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び修正などの時期に合わせて、必要な検討を行い地域計画との整合を図るものとする。

## 関連計画等一覧

| No | 名称                                      | 発行年      |
|----|---|----------|
| 1  | 第2次神栖市総合計画（かみす共創まちづくりプラン）               | 平成30年6月  |
| 2  | 神栖市業務継続計画                               | 平成30年2月  |
| 3  | 神栖市人口ビジョン                               | 平成27年12月 |
| 4  | 神栖市地域公共交通計画                             | 令和3年3月   |
| 5  | 神栖市公共施設等総合管理計画                          | 平成29年3月  |
| 6  | 第二次神栖市国際化推進計画                           | 平成30年3月  |
| 7  | 神栖市生涯学習推進計画                             | 平成28年3月  |
| 8  | かみすハートフルプラン～第2次神栖市男女共同参画計画～             | 平成30年3月  |
| 9  | 市民協働のまちづくり推進指針                          | 平成31年3月  |
| 10 | 神栖市役所庁舎長寿命化計画                           | 令和2年3月   |
| 11 | 神栖市地域福祉計画（第3期）                          | 平成30年3月  |
| 12 | 神栖市保健・福祉会館長寿命化計画                        | 令和2年3月   |
| 13 | 神栖市児童館長寿命化計画                            | 令和3年3月   |
| 14 | 神栖市放課後児童クラブ室長寿命化計画                      | 令和3年3月   |
| 15 | 神栖市子ども・子育て支援事業計画（第2期）                   | 令和2年3月   |
| 16 | 神栖市保育施設長寿命化計画                           | 令和3年3月   |
| 17 | 神栖市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画                  | 令和3年3月   |
| 18 | 神栖市国民健康保険 第2期データヘルス計画<br>第3期特定健康診査等実施計画 | 平成30年3月  |
| 19 | 第2次健康かみす21プラン                           | 平成29年3月  |
| 20 | 神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画                     | 令和2年2月   |
| 21 | 神栖市津波ハザードマップ・神栖市津波避難計画                  | 平成29年3月  |
| 22 | 神栖市洪水ハザードマップ（土砂災害を含む）                   | 平成30年3月  |
| 23 | 神栖市地域防災計画（平成30年度改訂）                     | 平成31年3月  |
| 24 | 神栖市国民保護計画                               | 令和2年3月   |
| 25 | 神栖市津波防災地域づくり推進計画                        | 令和3年3月   |
| 26 | 神栖市空家等対策計画（第2期）                         | 令和3年3月   |
| 27 | 神栖市環境基本計画                               | 平成31年3月  |
| 28 | かみす聖苑等長寿命化計画                            | 令和3年3月   |
| 29 | 神栖市一般廃棄物処理基本計画                          | 令和3年3月   |
| 30 | 神栖市災害廃棄物処理計画                            | 平成31年3月  |
| 31 | 神栖市液状化ハザードマップ                           | 平成26年3月  |
| 32 | 神栖市建築物耐震改修促進計画                          | 平成28年4月  |
| 33 | 神栖市都市計画マスタープラン                          | 平成31年3月  |
| 34 | 神栖市公営住宅等長寿命化計画                          | 令和2年3月   |
| 35 | 神栖市橋梁長寿命化修繕計画                           | 平成31年3月  |

| No | 名称                  | 発行年          |
|----|---------------------|--------------|
| 36 | 神栖市公園施設長寿命化計画       | 平成 29 年 5 月  |
| 37 | 神栖市公共下水道事業計画        | 平成 29 年 3 月  |
| 38 | 神栖市農業振興地域整備計画       | 平成 29 年 3 月  |
| 39 | 湯楽々施設改修計画           | 令和 2 年 3 月   |
| 40 | ゆ～ぼ～とはさき施設改修計画      | 令和 3 年 3 月   |
| 41 | 神栖市水道ビジョン 2018-2027 | 平成 30 年 3 月  |
| 42 | 第 2 期神栖市教育振興基本計画    | 平成 30 年 12 月 |
| 43 | 神栖市学校施設等長寿命化計画      | 令和 2 年 3 月   |
| 44 | 神栖市学校適正規模適正配置基本計画   | 平成 28 年 10 月 |